

令和4年(ワ)第5542号損害賠償請求事件(国家賠償請求)

原告 江口大和

被告 国

準備書面(2)

令和5年7月14日

東京地方裁判所民事第37部合議E係 御中

被告指定代理人 荒 木 真 希 子 

寺 田 真 佐 子 

(目 次)

| | | |
|-----|---|----|
| 第1 | 本件犯人隠避教唆事件の悪質性について | 4 |
| 1 | 本件犯人隠避教唆事件の被疑事実の概要 | 4 |
| 2 | 本件犯人隠避教唆事件は弁護士という地位を悪用した極めて悪質な事案であったこと | 4 |
| 3 | 検察官において、原告に対し、真実を述べるように取調べを行うべき高度の必要性があったこと | 6 |
| 第2 | 検察官による取調べについての国賠法上の違法性の判断基準等 | 7 |
| 1 | 検察官による取調べについての違法性の判断基準 | 7 |
| 2 | 判断基準の具体的な内容、考慮要素等 | 7 |
| 第3 | 本件取調べにおける川村検察官の各発言が国賠法上違法とまではいえないこと | 8 |
| 1 | 人格権の侵害をいう点について | 8 |
| (1) | 検察官の取調べにおける言動が人格権侵害となる場合の判断基準 | 8 |
| (2) | 本件取調べにおける川村検察官の発言に、国賠法上の違法が認められるような人格権侵害は認められないこと | 8 |
| (3) | 小括 | 48 |
| 2 | 黙秘権の侵害をいう点について | 49 |
| (1) | 検察官の取調べが黙秘権侵害となる場合の判断基準 | 49 |
| (2) | 本件取調べにおける川村検察官の発言に、国賠法上の違法が認められるような黙秘権侵害は認められないこと | 51 |
| (3) | 小括 | 57 |
| 3 | 弁護人依頼権の侵害をいう点について | 57 |
| (1) | 検察官の言動が弁護人依頼権侵害となる場合の判断基準 | 57 |
| (2) | 本件取調べにおける川村検察官の発言に、国賠法上の違法が認められるよ | |

| | |
|---------------------------|----|
| うな弁護士依頼権侵害は認められないこと | 58 |
| (3) 小括 | 66 |
| 第4 結語 | 67 |

被告は、本準備書面において、本件犯人隠避教唆事件の事案としての悪質性、川村検察官による発言内容、発言の意図等に鑑みれば、川村検察官の原告に対する取調べが国賠法1条1項の適用上違法とまではいえないことについて、被告の主張を補充する。

なお、略語については、本準備書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 本件犯人隠避教唆事件の悪質性について

1 本件犯人隠避教唆事件の被疑事実の概要

本件取調べの対象となった本件犯人隠避教唆事件の被疑事実は、令和4年6月30日付け準備書面(1)（以下「被告準備書面(1)」という。）第2の1（14、15ページ）のとおりであり、大要、訴外■■■■が無免許であった訴外■■■■に車両を提供したという本件道路交通法違反事件（車両提供）に関し、弁護士である原告が、訴外■■■■の本件道路交通法違反事件に関する刑事責任を免れさせようと考え、訴外■■■■と共謀の上、訴外■■■■及び原告において、訴外■■■■に対し、同事件（車両提供）やその後生じた本件交通事故の事実関係について警察官に虚偽の事実を申告するよう依頼するなどしたというものである。

2 本件犯人隠避教唆事件は弁護士という地位を悪用した極めて悪質な事案であったこと

前記被疑事実に係る原告の犯人隠避教唆行為は、弁護士としての地位や能力を悪用して刑事司法作用を妨害するものであって、弁護士倫理に反し、弁護士にあるまじき犯罪行為であった。

すなわち、原告は、弁護士として、本来であれば、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とし、その使命に基づき、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持に努力することが求められていた（弁護士法1条）にもかかわ

らず、その遵守すべき弁護士倫理や職務上の義務に背き、その法的知識や弁護士に認められている立場を悪用して本件犯人隠避教唆事件を取行したもので、同事件は、弁護士全体に対する社会的信頼や、弁護士の高い職業倫理に対する信頼に基づいて設計、運用されている接見交通等の制度に対して、重大な悪影響を与えるおそれが非常に高いものであった。

また、原告が訴外[]に申告させた虚偽の事実とは、本件交通事故で死亡した被害者である訴外[]に対し本件交通事故の責任を転嫁する内容であって、弁護士という高度の職業倫理を要求される者という以前の問題として、人としての良心にもとるといわざるを得ないものであった。

さらに、原告が本件犯人隠避教唆行為に及んだ契機は、かねてからの顧客であった暴力団構成員である[]なる人物から、訴外[]の相談に乗ってほしいと依頼されたことにある（乙2号証21、22ページ）。そして、原告は、弁護士としての地位や能力を駆使して、訴外[]の負うべき使用者責任や運行供用者責任を否定し、刑事責任及び民事責任を免れさせるため、本件交通事故に係る客観的な状況や経緯とは異なる虚偽の事実を含む訴外[]の供述調書を作成するなどしており（乙2号証4ページ以下）、本件取調べ当時に収集された客観的証拠関係や関係者供述等を踏まえると、原告が主導的かつ重要な役割を果たしていることが強く推認された（なお、本件犯人隠避教唆事件の刑事裁判は、現在、上告審係属中であるが、一審で原告に対し、懲役2年、5年間の執行猶予の有罪判決が出され（乙2号証）、これに対する原告の控訴は棄却されている（乙6号証）。また、原告が主導的役割を果たしたことは、訴外[]及び訴外[]の判決（乙3号証5ページ）において指摘されている。）。

そして、川村検察官は、本件取調べ当時、原告が、訴外[]に対し、平成28年6月7日に[]において行った接見の機会を利用して上記訴外[]の供述調書とほぼ同じ内容の書面を見せ、同書面に記載さ

れた虚偽の内容を警察の取調べで供述するよう指示したとの心証を抱いていた
(なお、原告による教唆行為の点については原告に係る本件犯人隠避教唆事件
の一审及び控訴審判決において事実として認定されていないが(乙2号証27
ないし36ページ、乙6号証)、原告が、別件の被疑事実で前記留置施設に勾
留中であつた訴外[]に対し、選任されている弁護士としてではなく、「弁護
人となろうとする者」としていまだ選任されていない立場でわざわざ接見する
という態様で接触していたこと、訴外[]の居住先から上記供述調書とほぼ同
内容の書面が発見されていたことなど、本件犯人隠避教唆事件の捜査当時に収
集されていた客観的証拠関係に照らせば、原告が上記のような指示をしたとの
疑いを持つことにも合理的根拠があつたものと認められる。)

このようなことからすると、本件犯人隠避教唆事件は、高い職業倫理を要求
される弁護士である原告が、弁護士の地位や能力を悪用して司法妨害をしたと
いう点で、弁護士倫理に明らかに反するとともに刑事司法を著しくゆがめる事
案であり、刑事事件の中でも、極めて悪質な事案であつたといえる。

3 検察官において、原告に対し、真実を述べるように取調べを行うべき高度の 必要性があつたこと

以上のとおり、弁護士である原告によって敢行された本件犯人隠避教唆事件
は、極めて悪質な事案であつたことに加え、本件交通事故により死亡した訴外
[]の遺族が弁護士会に対し、原告の懲戒請求(弁護士法58条)を行ったこ
と(甲1号証2ページ参照)、原告が本件犯人隠避教唆事件の被疑者として逮
捕された際に、テレビ等で広く報道されるなどして社会的耳目を集めていたこ
となどからすると、検察官としては、真実の発見や事案の真相解明を目的にす
るのはもちろんのこと、弁護士である原告に対し、法曹としての倫理観のかん
養と反省、更生を促すため、様々な観点から説明や説得を尽くして真実を述べ
るように取調べを行うべき高度の必要性があつたものである。

第2 検察官による取調べについての国賠法上の違法性の判断基準等

1 検察官による取調べについての違法性の判断基準

検察官による取調べについての違法性の判断基準は、被告準備書面(1)第3の3(16、17ページ)に述べたとおりである。

2 判断基準の具体的な内容、考慮要素等

すなわち、当該取調べが国賠法上違法かどうかは、取調べの対象となった事案の内容・性質、被疑者に対する嫌疑の程度、被疑者の供述内容を始めとする取調べ時点における証拠関係の下での取調べの必要性・目的等の諸般の事情を勘案して、当該取調べが社会通念上相当と認められる範囲を超えていないかどうかを個別的、具体的に検討すべきである。

そして、その検討に当たっては、被疑者に対する取調べは、事案の真相解明を目的とするものであり、捜査官としては、この目的に沿ってあらゆる角度から取調べに当たらなければならない、その過程で、例えば被害者や共犯者らの供述、被疑者自身の供述やその他の証拠関係に照らして矛盾や食い違いを追及したり、被疑者の良心に訴えて反省を促すなどの方法により、被疑者に対して自白の説得等を行うこと自体は非難されるべきことではなく、こうした取調べの中で、捜査官が被疑者に対し、その年齢や境遇、性格、法的知識の有無等の特性に応じ、人格を損なわない限度において、たとえ厳しい口調で迫ることがあったとしても、事案の重大性や嫌疑の程度によっては、やむを得ないと評価される場合もある(以上につき、大阪高裁平成22年5月27日判決・判例時報2088号86ページ、大阪地裁平成29年10月12日判決・判例タイムズ1446号203ページ参照)。

また、その判断に当たっては、取調べが、一定時間あるいは複数日にわたって行われるものであって、その内容もそれ以前の取調べやその時点での証拠関

係等を踏まえたものになるのが当然であるから、ある特定の時点における個別の発言や一部のやり取りを切り取って、いわば断片的に捉えてその趣旨を評価するのではなく、前後の発言内容はもとより、場合によっては別日の取調べにおける発言内容等も含めて一連のものの一環として全体的に判断される必要がある。

なお、原告は、「違法であることが明白な発問等の例として、訴状7頁以降に記載した各発言を検討するが、これは、それによって合計約58時間31分にわたり継続的に行われた一連の取調べ全てが違法であることを明らかにするためであり、川村検察官の個々の発言について分断してそれぞれ違法であるか否かの評価をすれば足りるという趣旨ではない」（原告準備書面（1）第1の3（4）・13ページ）と述べる。しかし、原告の主張は、実質的に見れば、川村検察官による各取調べ日ごとの発言内容を切り取って、各発言を断片的に評価して違法性を論じているものと解されるのであって、そのような判断手法は適切ではない。前記判決も、国賠法上の違法性の有無を判断するに際し、証拠関係等の背景事情、別日の取調べの経過や、当該取調べの日における捜査官の意図などを考慮している。

第3 本件取調べにおける川村検察官の各発言が国賠法上違法とまではいえないこと

1 人格権の侵害をいう点について

(1) 検察官の取調べにおける言動が人格権侵害となる場合の判断基準

検察官の取調べが人格権を侵害するものとして国賠法上違法となるかどうかの判断基準は前記第2のとおりである。

(2) 本件取調べにおける川村検察官の発言に、国賠法上の違法が認められるような人格権侵害は認められないこと

まず、前提として、本件取調べの対象となった本件犯人隠避教唆事件は、前記第1で述べたとおり、弁護士としての地位や能力を悪用して司法妨害が行われたもので、弁護士倫理に明らかに反するとともに著しく刑事司法をゆがめたという点で、極めて悪質な事案であった。

そして、被告準備書面(1)第3の4(17ないし19ページ)で述べたとおり、本件取調べ当時、原告には本件犯人隠避教唆に及んだ高度の嫌疑が認められたところ、原告は、逮捕前の検察官による取調べにおいては事実を否認しており、逮捕後の平成30年10月16日以降は黙秘に転じたため(乙4号証・別紙符号1)、検察官としては真相解明等のために被疑者(原告)の取調べを行う必要があった。

以下では、被疑者に対する嫌疑の程度、取調べの必要性以外の諸般の事情について焦点を当てた上で、本件取調べにおける川村検察官の発言に、国賠法上の違法が認められるような人格権侵害は認められないことについて詳述する(なお、以下、括弧内の日付は当該発言がなされた取調べ日を指す(いずれも平成30年))。

ア 飲水やトイレの申出に関する発言

(7) 原告が摘示する川村検察官の発言について

原告は、川村検察官の発言のうち、

- ① 10月18日の取調べの際、原告が、「居室に戻って水を飲みたい」
(なお、川村検察官の発言内容については、原告の主張に係る部分では原告準備書面(1)から引用するが、それ以外の部分では、被告が認識している発言内容を記載することがある。以下同じ。)と申し出たのに対し、川村検察官が「ダメだ。我慢して。今取調べ中だから」などと発言したことについて、「喉の渇きという生物としての根源的な欲求を制約し、取調べの都合を優先させるものであり、江口氏の尊

厳を損なう言動である」(原告準備書面(1)第3の2(1)・38、39ページ)

② 10月23日の取調べの際、原告が「トイレに行きます。」と言ったのに対して、川村検察官が「行きます」じゃなくて、「行きたいです」でしょ。」などと発言したことについて、「服従的な発言をするように強要する(中略)非人間的な言動である」(原告準備書面(1)第3の2(9)・47ないし49ページ)

③ 10月23日の取調べの際、トイレから戻ってきた原告に対し、川村検察官が、「取調べ中断してすみませんでした」とか言うんじゃないの、普通。子供じゃないんだから。あんた被疑者なんだよ、犯罪の」などと発言したことについて、「江口氏を卑屈にさせ、精神的に屈服させようとする言動である」(原告準備書面(1)第3の2(10)・49ページ)

などと主張する。

(イ) 原告が摘示する川村検察官の発言を、従前の取調べ経緯や前後の発言内容等を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合に、社会通念上相当な範囲を逸脱したとは認められないこと

a 原告が主張するとおり、川村検察官は、原告からの飲水やトイレの申出に関して、前記(ア)①(10月18日)、同②(10月23日、乙4号証・別紙符号8)、同③(10月23日、乙4号証・別紙符号9)などの発言をしている。

b このうち、10月18日の原告からの飲水の申出に対する川村検察官の前記(ア)①の発言は、同日の原告からの飲水の申出に先立ち、川村検察官が同月16日の取調べにおいて、原告に対し、取調べ室においては水を飲ませることができないことを説明していたこと、また、

同月18日の取調べ中に飲水を希望した原告に対し、川村検察官がこまめに水を飲む必要がある持病がないことを確認していたことは、被告準備書面(1)第1の5(3)ア(6、7ページ)で主張したとおりである。

そして、10月18日の取調べにおいて、原告が飲水を申し出たのは、取調べ開始後、約30分ほどしか経過していない時点であったことも併せ考えると、このときに原告が水を飲ませることを要求したのは、真に水が飲みたかったわけではなく、必要以上に取調べを中断させるための方便であると疑われる状況であった。

このような状況の下、本件犯人隠避教唆事件について真相解明のために原告の取調べを行っていた川村検察官が、原告に対し飲水を我慢するよう申し向けたこと、また、その際に、一部、声を荒げたことがあったことは否定できないものの、これは、本件犯人隠避教唆事件の悪質性及び取調べの必要性に照らして、取調べが無用に中断されることを避けるためのものであって、それ以上に、原告の尊厳を損なう意図など認められない。

なお、前掲大阪高裁平成22年5月27日判決も、弁護人との接見交通権侵害が問題となっている場面についての判示ではあるが、検察官が、「多少腹立ち紛れに述べた」要素を否定できない発言について、「それが述べられた状況や内容を前提とするならば」、「社会通念上相当な範囲を逸脱した国家賠償法上違法なものであったと断定するのはなお躊躇される」としている。

c また、10月23日の原告からのトイレの申出に関する川村検察官の前記(ア)②、③に係る発言(「行きますじゃなくて行きたいですでしょ。)(乙4号証・別紙符号8)、「取調べ中断してすみませんでした

とか言うんじゃないねえの、普通、子どもじゃないんだから。あなた被疑者なんだよ、犯罪の」(乙4号証・別紙符号9))についても、被告準備書面(1)第1の5(5)イ(9ページ)で述べたとおり、川村検察官は、同月18日に、原告に対し、取調べ前にトイレに行っておくよう注意していたにもかかわらず、原告が、同月19日から同月22日までの間、連日にわたって取調べ中にトイレに行きたい旨申し出ていた上、同月23日には午後3時24分の取調べ開始から1時間も経過しない時点で(乙1号証、乙4号証・別紙符号8)、トイレに行きたい旨申し出たことからすれば、原告が、同日、川村検察官に対し、トイレに行くことを要求したのは、真にトイレに行きたかったわけではなく、取調べを無用に中断させるための方便であると強く推認される状況であった。

そのような状況においても、川村検察官は、原告のトイレの申出に対しては直ちに応じ、その都度取調べを一旦中断して原告をトイレに行かせていたところ(乙4号証・別紙符号9)、トイレを終えて取調べ室に戻った原告が、取調べを中断させ、また、限られた人員で業務に従事している刑務官に負担をかけているにもかかわらず、そのことについて何ら配慮した発言をしなかったことから、そのような原告の態度を諷めようとして「取調べ中断してすみませんでしたとか言うんじゃないねえの、普通、子どもじゃないんだから。あなた被疑者なんだよ、犯罪の」(乙4号証・別紙符号9)と発言したものである。その際、川村検察官が、若干厳しい口調になったことはあったものの、上記事情を考慮すれば、原告が主張するように、「江口氏を卑屈にさせ、精神的に屈服させようとする言動」(原告準備書面(1)第3の2(10)・49ページ)などとは認められない。

したがって、原告が摘示する前記(ア)①ないし③に係る川村検察官の各発言が社会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められない。

イ 取調べ状況等報告書の署名等に関する発言

(ア) 原告が摘示する川村検察官の発言について

原告は、川村検察官の発言のうち、

- ① 10月18日の取調べの際、「署名してください。」、「なぜそんなこともできない。」、「弁護士だろ!」、「ルール守ってくださいよ!」などと発言したことについて、被疑者が取調べ状況報告書に署名することは何ら義務ではないのに、それが「ルール」であるなどと称して強要するだけでなく、怒鳴りつけており、「江口氏を精神的に屈服させようとし、尊厳を傷つけたもの」(原告準備書面(1)第3の2(3)・40ないし43ページ)
- ② 10月21日の取調べの際、「このルールに、そんなに瑕疵があるとも思えないんですよね。それは守ってくださいよ、ルールなんだから。」、「何でルール守れないの?そういうところなんじゃないの?普通にやりゃいいじゃん、普通に。大事ですよ、バランスとるのに普通であることって。(中略)署名してくださいよ。」、「それを署名拒否するところに、なん、なんかのポリシーなんて一ミリもないですよそんなのは。ただの、ルール守りたくないわがままな自己満足な人として目に映りませんよそんなの。ただの感情的になってる、つまんない人、って映ってますよ。」などと発言したことについて、「江口氏を精神的に屈服させようとし、尊厳を傷つけたもの」(原告準備書面(1)第3の2(8)・45ないし47ページ)
- ③ 10月21日の取調べの際、「そういうところも含めて悔い改めないと、再犯しますよあなた。」などと発言したことについて、「江口氏

が被疑事実を否認しているにもかかわらず、江口氏が罪を犯したものと決めつける発言である。そもそも、署名押印の拒否という態度と、罪を犯すか否かとは、何ら関連性のない事柄である。」(原告準備書面(1)・45ないし47ページ)

などと主張する。

(4) 原告が摘示する川村検察官の発言を、前後の発言内容等を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合に、社会通念上相当な範囲を逸脱したとは認められないこと

a 原告が主張するとおり、川村検察官は、原告が取調べ状況等報告書への署名を拒否したことに対して、前記(7)①(10月18日、乙4号証・別紙符号3)、同②及び③(10月21日、乙4号証・別紙符号7)などの発言をしている。

b 川村検察官によるこれらの発言は、前後の発言内容等を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合には、原告が主張するように、原告を精神的に屈服させたり、尊厳を傷付けたりするようなものではない。すなわち、川村検察官の発言は、弁護士である原告が取調べ状況等報告書に署名する義務がないことを認識していることを前提に、自己の刑事上の責任を問われるおそれがある内容が録取され得る供述調書とは異なり、取調べ時間や供述調書作成の有無等といった取調べに係る外形的事実のみが記載される取調べ状況等報告書については、その記載内容に誤りがないことを確認した上で署名指印したとしても、原告にとって何ら不利益をもたらすものでないことから、これを拒否する意義は大きくないのではないかとの疑問を呈し、署名指印するよう説得を試みたものである(被告準備書面(1)第1の5(3)ウ・7ページ、同(4)ウ・8ページ)。

なお、これらの発言のうち、10月18日の取調べの際に、川村検察官が原告に対し、「なぜそんなこともできない。弁護士だろ！ルール守ってくださいよ！」と、やや強い口調で発言する場面もあった(乙4号証・別紙符号3)。このようなやや強い口調で発言をしてしまったのは、前記のとおり、原告が法的な知識を有している弁護士であって、取調べ状況等報告書の作成趣旨を十分に理解しているはずであり、川村検察官においても、「内容間違いなければその同一性を確認したって証でね、皆さんに署名と指印をしていただいている。」(乙4号証・別紙符号3)と説明して、取調べ状況について原告にも間違いがないことを確認した旨書面上明らかにしておきたいという意図であることを伝えた。それにもかかわらず、原告が「サインはしません。」(乙4号証・別紙符号3)とだけ述べてそれ以上回答せず、署名指印に応じないため、川村検察官は、原告に対し、上記の意図に基づき、改めて署名指印するように説得した際に口調がやや強くなったものであり、口調がやや強くなったのは一連の川村検察官の発言のうち、一部にとどまっている(乙4号証・別紙符号3)。

- c また、川村検察官は、10月21日の取調べの際、前記(ア)③の発言に先だって、原告に対し、「まあけどこの先どういう形であれ生活はされていくんでしょから、社会の中でね、まあこれをきっかけにきちっと見直していただきたいっていうところもあるから。あるいは今回の事件についてね、これはあなたの人格に基づいて行われた犯行だし、反省すべきは人格の部分も含めて反省された方がいいと思いますので。まああなたも弁護士の活動としてね、色々再犯防止ってこととかも含めて活動しておられたから、何がね、再犯防止にとって大事なのかってことは色々お考えがあるんだろうけども、やっぱりまず

本人がね、自覚しないとイケないだろうし。特に犯罪行為っていうことでね、逮捕されたりとかあるいは裁判で有罪になったりとか、まあそういうことになればどうしてそんなことになってしまったのか、っていうあたりを客観的に自覚して反省してもらおうというのは大事な作業だと思うんですね。まあおこがましいけども、そういった手助けにね、具体的な場面としてなればいいと思って、まあ取調べやってる部分もあるんですけども。」(乙5号証・別紙符号3)と発言して、取調べの意義や再犯防止に関する川村検察官の思いを原告に伝えていたものである。しかし、その後、取調べを終了する際に、原告が取調べ状況等報告書への署名指印を拒否したことから、川村検察官としては、取調べに係る外形的事実が記載されているにすぎない取調べ状況等報告書に署名指印しないことに特段の合理性はなく、署名指印を拒否することは単なる「わがままな自己満足」(乙4号証・別紙符号7)であると捉えられかねないとして、このような考え方が本件犯人隠避教唆行為に及んだ一因となっている可能性があることを指摘し、今後、原告が再犯に及ばないようにするために、そのような考え方を改めるように諭す趣旨で前記(ア)③の発言に及んだものである。

d 以上のとおり、原告が摘示する川村検察官の取調べ状況等報告書への署名に関する発言が社会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められない。

ウ 本件犯人隠避教唆に対する原告の弁解の不合理性や、捜査ないし公判に臨む姿勢に関する発言

(ア) 原告が摘示する川村検察官の発言について

原告は、川村検察官の発言のうち、

① 10月18日の取調べの際、「あなたがこうやって黙秘で徹底的に

争いますと、裁判所の勾留質問でも言ってるようにねえ、事実は争いますと、事実無根ですと。で私から言わせればねえ、虚偽の弁解に基づいて、そういった主張をね、すると、迷惑かかるんですよ、周りの人に。奥さんとか子供さんにも迷惑かかるんですよ。(中略) いろいろな関係者がいますよねえ今回。そういう人を、法廷にもう一回呼んで、あなたの目の前で、いちいちいちいち、あなたの権利、反対尋問権みたいなものためにね。そりゃ事件によっては大事ですよそりゃあ。それは重々承知で言ってるけども。今回の事件でやるんですか、そういうことを。(中略) 刑事事件っていうのは、そういう極限的な状況で、きちっと、関係者が多数いる中で、まあ一番大事なのは、真実をねえ、確定することだし。そういういろいろな要請がある中で、議論したりとか、権利を行使したりとか、それっていうのは、やっぱ二の次なんじゃないんですか」などと発言したことについて、「反対尋問権の行使を抑制した」(原告準備書面(1)第3の2(2)・39、40ページ)

② 10月23日の取調べの際、「もう迷惑かけないでくださいよ。みんな、ものすごい怒っていますよ、多分。あるいは迷惑に感じているし、悲しんでいると思いますよ。」、「つらいと思いますよ、特に家族は、あなたが心配していたとおりに」などと発言したことについて、「関係者の心情を根拠なく想像し、あたかもそれが真実であるかのように伝えることで、江口氏の不安を煽った」(原告準備書面(1)第3の2(11)・49、50ページ)

③ 10月25日の取調べの際、「挨拶ぐらいしろよ。挨拶無視するっていうのはよくないですよ。自分がやられたら嫌だろ。黙秘権と関係ねえじゃん。(中略) 司法試験はねえ、三振しかねないところで、ギ

リギリ頑張っただけで受かった。まあ苦しかったんでしょうねえ。まあその時に比べりゃあ楽だと、こんなこと考えてるんですかね。まあ、でもさあ、その司法試験の時は、頑張っただけで先があったわけじゃないですか。現に合格してねえ、弁護士になれたわけだから。で、今回、何も生まないですよ。頑張った、頑張ったとしてもね。本質的に、全然状況違うんですよ。そういうとこ、理解できてますか？単にね、苦しい状況っていう場面だけで物事考えてない？どうもあなたの思考過程っていうのは、そういうところがあるように思えるんだけどねえ。本質を見れないから」などと発言したことについて、「黙秘権行使の姿勢を口汚く罵倒し、江口氏の思考過程に欠陥があると述べた」（原告準備書面（1）第3の2（12）・50ないし52ページ）

④ 10月26日の取調べの際、「10日っていう区切りでこの事件を見てる時点で、あるいは何とかしようと思ってる時点で、あの、およそ的外れなんですよ。それから、逮捕、で勾留請求されるのわかってるわけで、2日っていうのも、あの、発想として完全に誤りなんですよ。（中略）逮捕されたら、20日。認めても20日ですよ。そんなの、当たり前じゃないですか。なんでそういうかたちに伝わってないのかが、謎すぎるんだけど。というか、そういう見通しが立てられない時点で、もう刑事弁護人としては失格ですよ。自分の客観的な立場がわかってない。まあ、ある意味、そこを認めたくなくてね、そのなんていうか、願望が非常に強すぎるのかもしれないですけどもねえ」などと発言したことについて、「江口氏の刑事弁護人としての能力を否定した」（原告準備書面（1）第3の2（16）・56、57ページ）

⑤ 10月27日の取調べの際、「いろんな意味で破綻しますよ。特に

経済的に。そしたら立ち直れなくなっちゃうじゃないですか。自己破産みたいな話にまで行っちゃったらねえ。」「認めて、次のステップに進んでいけば、少なくともガチンコに争っていくよりは、費用的にも全然かからないわけだし、とにかく外に、社会に出られれば、働けば稼ぎも得られるわけだからねえ。」「徹底的に争って無罪を勝ち取るっていうのを唯一の望みにして、そこに向けて、もう周りも見ずに突き進むんだって、多分そんな発想なんでしょうけど。繰り返しになるけど、それで通ればいいけども、通らないですから」、「どう考えても、今のあなたの態度は客観的な合理性に欠けている、ただの自己満足、自己主張としか見えない」などと発言したことについて、「将来の経済状況に言及することでことさらに不安を煽った」原告準備書面(1)第3の2(18)・58、59ページ)

⑥ 11月1日の取調べの際、「もうさあ、そんな見え透いた嘘つくのはやめましょうよ、恥ずかしいから。大人なんだからさ、子供じゃないんだから。子どもみたいなんですよね、あなた見てると。社会性がやっぱり、ちょっと欠けてるんだよね、なんか。」などと発言したことについて、「江口氏が精神的に未成熟であり人格的に欠陥があると述べた」(原告準備書面(1)第3の2(27)・67ページ)

⑦ 11月1日の取調べの際、「嘘に嘘重ねることになりますよ。もともと嘘つきやすい体質なんだから、あなたは。(中略)はっきり、取調べにおいてね、明確な嘘をつくのって、ちょっとやっぱり特殊な人が多いですよ。やっぱり詐欺師的な類型の人たちですよ。あなたもちょっとそこに片足突っ込んでると思うな」などと発言したことについて、「江口氏について嘘をつきやすい体質であり詐欺師的な類型の人間に片足を突っ込んでいると評した」(原告準備書面(1)第3の

2 (28)・67、68ページ)

- ⑧ 11月1日の取調べの際、「珍しいよ、こんなにあの、嘘が明確にばれる人っていうのも(笑い)。あの、笑っちゃって申し訳ないけど、ほんっとにそうっすよ。まあだから、ある意味、素直なのかもしれないね。天然、天然っていう言葉なのかもしれない。あーあれか、石川事務所の住所にこだわってたのも、まだ僕ちゃん所属してるぞみたいな、クビに、クビだって言われてないからみたいな、なんか、そんなところなのかな?もしかして」などと発言したことについて、「天然」「僕ちゃん」などと江口氏の人格を嘲笑し、尊厳を傷つけた」(原告準備書面(1)第3の2(29)・68、69ページ)

などと主張する。

- (イ) 原告が摘示する川村検察官の発言は、前後の発言内容や本件取調べ当時に収集されていた証拠関係等を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合、社会通念上相当な範囲を逸脱したとは認められないこと
- a 原告が主張するとおり、川村検察官は、前記(ア)①(10月18日、乙4号証・別紙符号2)、同②(10月23日)、同③(10月25日、乙4号証・別紙符号10)、同④(10月26日、乙4号証・別紙符号14)、同⑤(10月27日)、同⑥(11月1日、乙4号証・別紙符号23)、同⑦(11月1日、乙4号証・別紙符号24)、同⑧(11月1日、乙4号証・別紙符号25)などの発言をしている。
- b しかし、これらの発言は、前後の発言内容や本件取調べ当時に収集されていた証拠関係等を踏まえて一連のものの一環として全体的に見れば、原告が、逮捕前の取調べにおいて検察官に供述していた弁解の内容や、原告が勾留後の取調べにおいて黙秘をして真実を語ろうとしない態度を続けていることを踏まえ、その弁解内容や原告の態度が不

合理であることを客観的証拠関係等を踏まえて説明し、真実を語るよう説得する趣旨で申し向けられたものである。

- c. すなわち、川村検察官は、前記各発言に際し、原告に対し、前記(ア)①の発言のとおり「関係者が多数いる中で、一番大事なのは真実を確定すること」(10月18日、乙4号証・別紙符号2)といった取調べを含む捜査・公判の目的を伝えるとともに、「ことね、刑事弁護のやりかた、特に本件、まあ当たり前ですけども、やっぱあなたは反省すべきだと思いますよ。まあね未熟だった部分があるとは15日のときにもおっしゃってたけども。私としてはやっぱりきちんと本当にあったことを思い出せる限り話していただいて、ほんとのことをですよ。そして、取るべき責任はきちんと争うことなくってほしい。今のあなたにできることはそれしかないと思ってます。本気でそう思ってます。それは別にあなたから供述を得て証拠を増やしたいとか、そういう発想では全然ありません。」(乙5号証・別紙符号1)、「こういった弁護士が被疑者の事件でしかも犯人隠避教唆っていうね、弁護士としてあるまじき事件じゃないですか。」(10月26日、乙4号証・別紙符号14)と発言して、本件犯人隠避教唆事件の悪質性と川村検察官の真実発見に向けた思いを伝えていた上、「特に本件でいうと亡くなった■■■■君の遺族の方々とか、あなたがね交通事故のまさに■■■■君が亡くなった場面について、でたらめなへたくそな調書作って、嘘をでっち上げて、そういったことについて、それに基づいて■■■■巻き込んで嘘の供述を警察にさせて、捜査妨害して、下手したら■■■■君の亡くなった状況について全く訳のわからないあなたのでたらめな話に置き換わっていたかもしれないわけで。(中略)まあでもあなたのやったことは全然消えなくて、普通はそしたら遺族の人にも悪いこと

したと、弁護士としてそれはやっちゃいかんかったと。で事情についてはこれこれこうですと、すいませんでしたってね、いうのがあたりまえなのに」(10月23日、乙4号証・別紙符号8)などと訴外■の遺族の心境にも思いを寄せてもらいたい旨発言している。

- d また、原告の家族や勾留の期間に関する川村検察官の前記(ア)①、②、④、⑤に係る各発言は、本件取調べ当時に収集されていた証拠関係等に照らせば、原告の逮捕前における訴外■の供述調書の内容が虚偽であることは認識していなかった等の弁解内容は不合理であることが明らかであるにもかかわらず、逮捕後も原告が供述を拒否していること、本件犯人隠避教唆事件が極めて悪質な司法妨害事案であることからすれば、被疑者段階での勾留期間は勾留延長請求が認められて20日間となる可能性が客観的に高い事案であること(実際に本件では勾留期間の延長が認められている。)、将来的に原告が本件犯人隠避教唆で公判請求される可能性が高いこと、虚偽の弁解を述べて真実を供述しなければ、共犯者ら関係者の証人尋問等を公判で実施する必要性が増大することなどから、公判が長期化し、これに伴って被告人としての勾留期間も延びる可能性があること、そうなれば原告において十分な仕事ができない期間が延びる可能性があり、ひいては原告及びその家族が経済的に困窮する可能性もあることなど、弁護士である原告にとっては十分に想定可能な実務的な見通しについて、一般論を踏まえて川村検察官の実務的な今後の見通しを示すとともに、訴外■の遺族の心情のみならず、原告が大切に感じている原告の家族らに与える影響にも思いを巡らせて真実を語るように、繰り返し原告の心情に訴えかけて発言したものである(なお、実際に、本件犯人隠避教唆事件は上告審まで係属しており、時間を要している。)

このうち、川村検察官が原告の家族の心情に言及した発言に関してふえんして主張するに、10月23日の取調べの際の前記(ア)②の発言のうち、「つらいと思いますよ、特に家族は、あなたが心配していたとおり。」と発言しているのは、10月18日の取調べにおいて、川村検察官が、逮捕前、原告自身が「家族が大変」(乙4号証・別紙符号2)という発言をしていて家族を心配する心情を吐露していたことを指摘していたという従前の取調べの経過や、被告準備書面(1)第1の5(5)ウ(9、10ページ)のとおり、原告が本件犯人隠避教唆事件の証拠物であるUSBの所在場所を供述しなかったことから、原告の実家に対する捜索が必要になったこと、原告の逮捕が広く報道されたことなどを踏まえ、原告が犯人隠避教唆行為に及んだことで様々な影響を受けるであろう家族の負担や心情に配慮するべきであると諫める趣旨でなされたものであって、原告が主張するように「関係者の心情を根拠なく想像し、あたかもそれが真実であるかのように伝えることで、江口氏の不安を煽った」(原告準備書面(1)第3の2(11)・49、50ページ)ものではない。

e 次に、司法試験の受験期の状況を引き合いに出した前記(ア)③の発言(乙4号証・別紙符号10、乙5号証・別紙符号5)のうち、「単にね苦しい状況っていう場面だけで物事考えてない? どうもあなたの思考過程っていうのはそういうところがあるように思えるんだけどね。本質を見れないから。」という発言は、川村検察官において、証拠関係等を踏まえれば、捜査機関等からの追及を免れられないと考えられる不合理な弁解を原告が維持していることについて、原告が「苦しい状況」にあるのではないかと推察した上で、原告が苦しみながらも司法試験の合格に向けて努力をし、司法試験に合格した状況と、本

件取調べを受けている状況とは全く異なる局面にあること、すなわち、本件取調べにおいて不合理な弁解を維持し続けることは原告や原告の家族らにとって良い結果を生み出すことにはつながらないのであるから、真実を供述すべきであるということを説得し、理解させようとしたものである。また、「本質を見れないから」（乙4号証・別紙符号10）という発言は、原告が暴力団構成員である■なる人物からの依頼を受け、弁護士としての地位や能力を悪用して本件犯人隠避教唆行為に及んだことについて、それが弁護士としての本質から大きく逸脱したものであったことを自覚してもらい、反省を促そうとしたものであって、原告が主張するように「江口氏に精神的な打撃を加えて屈服させようとした」（原告準備書面（1）第3の2（12）・50ないし52ページ）ものではない。

f また、前記(ア)⑥、⑦の発言のうち、「そういう見え透いた嘘をつくのやめましょうよ、恥ずかしいから。大人なんだからさ、子どもじゃないんだから。」（11月1日、乙4号証・別紙符号23）、「もともと嘘つきやすい体質なんだからあなたは」、「はっきり取調べにおいてね明確な嘘をつくのってちょっとやっぱり特殊な人が多いですよ。やっぱり詐欺師的な類型の人たちですよ。あなたもちょっとそこに片足突っ込んでると思うな。」（11月1日、乙4号証・別紙符号24）といった嘘をつかないよう求める発言（11月1日）については、「江口氏の人格に本来的な欠陥があり、さらには罪を犯しかねない人格に至っているなどと揶揄する」（原告準備書面（1）第3の2（27）・67、同（28）・67、68ページ）趣旨で発せられたものではない。すなわち、川村検察官は、同日の取調べの時点で、原告が本件犯人隠避教唆行為において、訴外■に対して虚偽の事実を警察官に申告する

よう依頼し、逮捕前には、内容が虚偽の訴外外崎の供述調書を作成したと考えていた。また、川村検察官は、訴外[]と原告の接見状況に関する逮捕前の原告の弁解内容は信用できず、原告が逮捕前に実施された捜索時に証拠物のUSBに関して虚偽を述べたとも考えていた(乙5・別紙符号9)。このように、川村検察官は、原告が、これまで、多岐にわたって虚偽の言動に及んでいたと考えていたことから、このような経緯を指摘し、これ以上、虚偽の内容を供述することを諫め、真実を述べるように説得したものである。

g 以上のとおり、川村検察官は、客観的証拠関係等を踏まえて、本件犯人隠避教唆行為が、弁護士としての地位や能力を悪用し、本件交通事故によって死亡した訴外[]に同事故の責任を負わせることを内容とするものであって、正当な弁護活動から大きく逸脱した極めて悪質な犯行態様であること、訴外[]の遺族が原告に対して厳しい感情を抱いていること、原告にとって大切な存在である家族が置かれている状況などを踏まえ、本件犯人隠避教唆事件における原告の弁解の不合理性を指摘し、原告がこの事件の捜査及び公判に対してどのような姿勢で臨むべきかを説明した上で、真摯に反省し、真実を供述すべきであると説得しようとしたものである。

一部川村検察官の口調がやや厳しくなっているものがあるが、事案の重大性や嫌疑の程度によっては、やむを得ないと評価される場合もあることは、前記大阪高裁平成22年5月27日判決のとおりである一方、一連の発言は、前記の趣旨からなされたものであり、原告の人格を否定することを目的としたものではないので、その発言はいずれも社会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められない。

エ 原告の周囲の関係者に対する配慮に関する発言

(7) 原告が摘示する川村検察官の発言について

原告は、川村検察官の発言のうち、

- ① 10月26日の取調べの際、「ちょっとこう、立ち止まって考えちゃうと、AかBか選択しないといけなくなると、なぜか必ず間違う、みたいだね（笑い）。昨日も、ねえ、あの押収品目録のところで、立会人として署名してって話で、んで住居と氏名と書いてって。（中略）そしてなぜか、石川事務所の（笑い）、住所書くわけでしょ。（中略）それもう、見る人が見たら、なんなのこいつって、ほんとに弁護士なの？って。あの、あなた以外、あんなことする人いないからね（笑い）、世の中に。ものすごい珍しい人なんすよ、あなた。普通の能力がある弁護士であれば、もうそうなることが直感的にわかるから、別に個人の住所書くんすよ、普通に。ね。そこで、あくまでも石川事務所の住所書くんだっていう判断をしてしまうあなたは、あなた、どっかおかしいっすよ。能力がねえ、足りてないっすよ。争うとこ間違ってるっすよ完全に。」（原告準備書面（1）第3の2（14）・53、54ページ）などと発言したことについて、「江口氏の弁護士としての能力不足を揶揄した」（原告準備書面（1）第3の2（14）・53、54ページ）
- ② 10月28日の取調べの際、「もうそんな人がね、あの、刑事弁護に手え出すもんだから、こうなっちゃうよね。（中略）あの（笑い）、もうこれ、完全に由々しき事態で、こんなのが弁護士だったのかってねえ、なりますよ。（中略）だからやればいいじゃないですか。それは別に全然いいんだけど、それはあなたのためにならんし、まああなたは確信犯でやってるからそれはいいとして、もう周りが可哀そうですよねえ、やっぱり。家族とか、あとは、その弁護士仲間とか、あるいは、あなたに関わった修習の関係とか、あるいは学校の先生と

か。学校の先生ってのは早稲田大学の先生とかね、東京大学の先生ですよ。その人たちだって嫌な思いするわけですから。あなたが騒げば騒ぐほど、なんであんな、あんなことになってんだって、批判されちゃいますよ。どういう勉強の仕方をしてたんだってねえ。ロースクールでいったい何を教えてたんだって話だし（中略）んで、あなたのゼミの先生、早稲田のゼミの先生、慶応の先生って言ってたけど、今名前ど忘れしちゃったけども。あなたのことをすごく、あの、褒めてたし、将来がすごく楽しみだみたいなことも書いてあったけども。（江口氏を差して）これじゃないですか。して、法廷でわけのわからないこと喚いてるって。人見る目ないんじゃないかって思われちゃいますよね。私はそう思ってるけども、すでに」（原告準備書面（1）第3の2（20）・60、61ページ）などと発言したことについて、「人間関係を破壊する行動を示唆し江口氏を困惑ないし畏怖させた」（原告準備書面（1）第3の2（20）・60、61ページ）

- ③ 10月28日の取調べの際、「可哀想なのは、やっぱり家族ですよねえ。■■■■さんにしても、下手したら■■■■ちゃんにしても、何らかのかたちで、もう今もねえ、なんとなくあなたがいなないことについて気づいてるみたいだって話もしてたから。顔忘れちゃうって言ってたし。なんとか会えるようにしてほしいって言ってたし。でもあなたがこんな黙秘みたいな戦略とるもんだから。接見禁止の一部解除請求だって職権発動されないし、その状況の中では、保釈なんておそらくあり得ないだろうしねえ。他方であなたは、奥さんにも、家族にも、2日で出るとかね、10日で出るとか、わけの分からないことを言って（笑い）、実際は20日、20日か22日間はもう確定してるわけですね、今の時点でもう。んで挙句の果てに今度、公判請求されて、月

単位。一体何を信じればいいんだって話だよ。あなたのこと信じてあげたいって気持ち、おそらく家族であれば、今の時点ではあるのかもしれないけど、あなたの言ったことと起きてる事態が全然違うわけだから、何でなんだってなるよねえ、それは。(中略) ずっと家族、どうしていいかわかんなくなっちゃうし」(原告準備書面(1)第3の2(21)・62、63ページ)などと発言したことについて、「家族が感じている不安を過大に伝え、江口氏の不安をことさらに煽った」(原告準備書面(1)第3の2(22)・62、63ページ)

などと主張する。

(イ) 原告が摘示する川村検察官の発言を、前後の発言内容や従前の原告の言動等を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合に、社会通念上相当な範囲を逸脱したとは認められないこと

- a 原告が主張するとおり、川村検察官は、前記(ア)①(10月26日、乙4号証・別紙符号12)、同②(10月28日、乙4号証・別紙符号17)、同③(10月28日、乙4号証・別紙符号18)などの発言をしている。
- b しかし、川村検察官によるこれらの発言は、前後の発言内容等を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合には、本件犯人隠避教唆事件により原告が逮捕・勾留されたことによって様々な影響を受けた関係者がいることを前提に、原告に対し、それら関係者の負担や心情等に意を配るべきであること、それを踏まえて自らの取るべき態度を考える必要があることなどを説諭する趣旨でなされたものである。
- c すなわち、押収品目録の「住居」欄の記載に関する前記(ア)①の発言(10月26日、乙4号証・別紙符号12)のうち、「普通有能力

がある弁護士であればそうなることは直感的にわかる」、あるいは、「能力が足りてない」といった発言については、この部分だけを切り取って捉えた場合、原告において、他人に対して配慮をする能力の不足を指摘されたと受け取られかねないおそれのある発言であって、慎重さに欠ける面があることは否定し難いものの、この前後の発言内容を踏まえて一連のものの一環として全体的に見た場合、そもそも原告の勤務先の弁護士事務所とは無関係になされた原告個人の物に対する押収手続であったことから、押収品目録の「住居」欄に勤務先住所を記載するのは形式的に誤りであったことを指摘したものである。その上で、川村検察官は、同じ場面で、「あなた自分の立場わかってますかって、石川事務所ね、ガサ入られて逮捕まであなたがされて石川事務所、石川先生がどんだけ迷惑受けたかとかね、そういうことに思いを致してるのかと、ねえ、そういうことほんとに理解しているのであればまた検察庁の書類に石川事務所の住所書くっていうのは、しかもそれがそう書かざるをえないものであれば申し訳なさそうに書けばいいだけの話なんだけど、それ書かなくていいつつってんのに書くわけでしょ、ほんとに石川先生のこととかあなたの置かれてる立場とかわかってますか」（乙4号証・別紙符号12）とも発言しているものであり、「普通の能力がある弁護士であればそうなることは直感的にわかる」、あるいは、「能力が足りてない」といった発言は、原告が本件犯人隠避教唆行為で逮捕、勾留され、さらに勤務先（川村検察官がいう「石川事務所」）が捜索の場所となったことで勤務先に業務上の支障が出たであろうことを推察すべきであって、押収手続において不必要に当該勤務先の住所を押収品目録の「住居」欄に記載するようなことは、そのような迷惑をかけた勤務先に対する配慮が欠けているのではないかと

いうことを論ず趣旨で発言に及んだものである。

d また、川村検察官の発言のうち、原告の弁護士仲間や母校の教員、家族に関する前記(ア)②、③の発言(10月28日、乙4号証・別紙符号17、18)は、原告が、逮捕時に「マスコミの前に出てって人質司法の実態を見せてやる」などと述べていたことを踏まえ、そのような挑発的な態度を取ることは無用に世間を騒がせ、家族等の関係者に迷惑をかけるおそれがあること、身柄拘束期間を含めた今後の捜査・公判の見通しについても、家族等の心情に配慮し、客観的に正確な説明をすべきであることを論ず趣旨であって、原告と周囲の関係者との関係性を破壊したり、原告の不安をことさらに煽ったりする意図でなされたものではない。

e 以上のことからすると、これらの発言はいずれも、前記経過の下でそれぞれ前記のような趣旨に基づいてなされたものであることを踏まえれば、社会通念上相当な範囲を逸脱したものとまではいえない。

オ 原告の刑事弁護活動に対する姿勢や考え方等に関する発言

(ア) 原告が摘示する川村検察官の発言について

原告は、川村検察官の発言のうち、

- ① 10月21日の取調べの際、「あなたについてのいろんな人物評みたいなものとかもね、聞いてますけども。まあ少しバランス悪い感じするんですよ。(中略) やっぱりちょっと、バランスの悪さは感じますよね。あなたからまあ話聞いて、して、あなたのいろいろ精神状態とかね、考えとかつづられたノート、なんか見たりとか、(中略)。引用者注：原告が「(中略)」と記載した箇所において、川村検察官は、「あるいは具体的な弁護活動、それに伴う接見のときの被疑者とのやりとり、あるいは具体的な事件についての検察官とのやりとりの内容、

そういったあたりも本件の動機、犯行に至る経緯、大事な事実ですの
で」といった発言をしている。) いろいろと収集して、分析して、私
なりに解釈してる部分がありますけども。やっぱりバランス悪いと思う
んですよね。それが今回につながっていると思うんですよね。(引用
者注：この後、川村検察官は、「それが今回につながっていると思う
んですよね。」と発言している。) などと発言したことについて、「江
口氏の人格ないし能力を否定した」(原告準備書面(1)第3の2(5)
・42、43ページ)

② 10月21日の取調べの際、「まあたとえばね、バランス悪いって
いうこと、私がちょっとあなたの証拠関係いろいろ見てて、昨日もち
らっと言ったかもしれないけども、たとえば、あの恐喝と、傷害か、
最初、住居侵入だけで逮捕されてた事件でしたよね(中略)それから
あなたが、あの、かなり強く、証拠開示の場面で主張していたのが、
なんかあれですかね、立小便をしたかどうかの点について、それに関
する捜査のね、証拠あるはずだから開示せいと。(中略)ん、まあ、
何なんだろうと(笑い)、思いますけどねえ。うん、着眼点が修習生
だね。(中略)やっぱり、ピンと来ないですよ。できるな、と思
わなかった、少なくとも。何、細かいところ、目いっちゃってんのっ
てね」などと発言したことについて、「江口氏の法律実務家としての
能力不足を揶揄した」(原告準備書面(1)第3の2(6)・43、44
ページ)

③ 10月21日の取調べの際、「視野が狭いになっていうふうに、あな
たについてね、感じる部分もあって。まあごめんなさいね、さっきか
ら偉そうに説教してるけど、あなたがしゃべらないからこうなってん
だからね。(中略)やっぱりだから、何か細かいんですよね、あの、

視点が。事件の見方にしてもねえ」などと発言したことについて、「江口氏の法律実務家としての能力不足を揶揄した」(原告準備書面(1)第3の2(7)・44、45ページ)

④ 10月26日の取調べの際、「お子ちゃま発想だったんでしょね、あなたの弁護士観っていうのはねえ。全然大間違いですよ。ガキだよね、あなたってなんかね。子供なんだよね。子供が大きくなっちゃったみたいだねえ。昨日の押収手続のことに関して、昨日さんざん言ったけど、あの、発想が子供なんすよね。なんか昨日の押収手続見ても、なんか大きい子供がいるなあみたいだね、ちょっとびっくりした感じですよ(笑い)」などと発言したことについて、「「お子ちゃま」「ガキ」「子供が大きくなっちゃったみたい。」「発想が子供」「なんか大きい子供がいるなあ」と人格を執拗に罵倒した」(原告準備書面(1)第3の2(13)・52、53ページ)

⑤ 10月26日の取調べの際、「空回り。あなたのやっていることは空回りなんすよ。やってたこともね。今もそうだし、過去もそうですよ。なぜかという、繰り返しになるけど、本質を見ようとする能力、努力、いずれも足りなかったからですよ。すべてが場当たりの。でしかも、ちょっと歪んじゃっているわけですよ。(中略)それが原因になって、間違えちゃう。ちょっと考えると間違えちゃう。まさに昨日の、なぜか石川事務所の住所書いちゃうみたいだねえ。超、筋悪ですね。まさに刑事弁護を趣味でしかやれない人。プロではない。(中略)あなたの例のねえ、なんか精神論ノートみたいな、誤りだらけの精神論ノートを、あの、見てて思ったんだけど、あの、この人は、事実の見方とか、なんていうのかな、証拠の見方とか、そういうのこの人はすごく苦手にしてるなって思ったんですよ。多分わかってな

いんだと思うんですよ。(中略)ものすごい、こう抽象的なんですよ
ね、うーん、あなたの発想っていうのが。お子ちゃま的。(中略)短
絡的、お子ちゃま的なんですよ、あなたの発想っていうのは。僕ちゃ
ん、質問上手だから、それで、刑事弁護で名を挙げるんだと、僕ちゃ
んの質問技術をもってすれば、オープンに聞いていけば、真実が語ら
れるんだと、ねえ。(中略)だからやっぱり、ちょっと残念ながら、
ねえ、あの、うーん、物事を客観視できないっていうのは非常に悲し
いですよねえ。まあそれが、熱心なだけに空回りしまくりで。(中略)
あなたは結構そういう、信用できる、この人はすごいってなると、丸
飲みにし、するんでしょうしねえ。自分で、こう咀嚼して、自分に、
こう定着させるっていう能力が、なんかちょっと欠けてるんじゃない
かなあと思っていて」などと発言したことについて、「「あなたのやっ
てることは空回り」「ちょっと歪んじゃってる」「刑事弁護を趣味でし
かやれない人。プロではない。」「発想がお子ちゃま的」「僕ちゃん」
などと人格及び弁護士としての能力を執拗に否定した」(原告準備書
面(1)第3の2(15)・54ないし56ページ)

- ⑥ 10月27日の取調べの際、「ほんっと無茶苦茶だよ、情けない。
どうやったらこんな弁護士ができあがるんだ。そういえば、弁護教官
聞いていなかったな、刑弁教官。誰？刑弁教官。聞きに行こうかなあ、
どういう教育しているんだって、なんでこんなことになってんだって。
そうだ、調べりゃわかるから、ちょっとやるか。法廷に立ってもら
うか。そういうのも必要だよ。おかしいよねえ、こんな弁護士生み
出して。どういう教育してんの？司法研修所。まあいいや、ちょっと
調べとくわ」などと発言したことについて、「江口氏の人間関係を破
壊する行動を示唆し、江口氏を困惑ないし畏怖させた」(原告準備書

面（1）第3の2（17）・57、58ページ）

- ⑦ 10月28日の取調べの際、「それじゃ無罪とれないですよ？刑事弁護。まあ、実際取れてないと思うけど、あなたの活動ではね。下手くそなんだよ。やり方がね。全然怖くないもん。鬱陶しいだけ。前にも言ったけども。まあ、それは他の、あの事件直接に担当してた人からも私話聞いているから。鬱陶しいだけなんですよ。あの、イライラさせる、人をね。まあ、それがあなたの狙いなんだろうけども。でも、そんなところで、あの、あなたはねえ、自分のノートに、その、やっぱ自分が強くないといけない、言うことを聞かせるためには、みたいなことをね、対検察、対警察との関係でもそういう趣旨のことを書いていたけれども、あの、全然強くは見えないですよ。鬱陶しいだけなんですよね。面倒くさい。うん、もう、そ、それしかないですよ。手強いなっていう感じにはならないんですよ。（中略）で、チマチマチマチマそういう主張を、あの、考えて、毎回毎回取調べ時間を覚えていって、他方で取調べ状況報告書には署名しないっていうね。もう、な、何をしたいのかが、全然、その本質が見えていないところがねえ、もう、完全に露呈してますよねえ。」などと発言したことについて、「江口氏の弁護士としての活動を嘲笑・罵倒した」（原告準備書面（1）第3の2（19）・59、60ページ）

- ⑧ 10月28日の取調べの際、「依頼者だって可哀そうですよねえ。見通しきちっと立てられないし伝えることもできない、ある意味弁護士としての能力が相当程度劣っているあなたの弁護活動をねえ、何だか知らないけど弁護士っていう肩書きがあるものだから、で何だか知らないけどテレビも出てるものだから、あれ何となく信用できるのかしらって関わっちゃった人たちが、おかしい弁護活動されて、権利義

務についての重大な場面でひどい目に遭って。ある意味取り返しつかないことだってあり得るわけですからねえ」などと発言したことについて、「江口氏のこれまでの弁護士としての活動を否定した」（原告準備書面（1）第3の2（21）・61、62ページ）

- ⑨ 11月1日の取調べの際、「あなたの中学校の成績見てたら、あんまり数学とか理科とか、理系的なものが得意じゃなかったみたいですねえ。本はたくさん読んでみたいけど。なんかちょっと、論理性がさあ、なんか、ずれてんだよなあ。」（原告準備書面（1）第3の2（26）・66、67ページ）などと発言したことについて、「20年近く過去の中学時代の成績まであげつらって江口氏の能力不足を揶揄した」（原告準備書面（1）第3の2（26）・66、67ページ）

などと主張する。

- (4) 原告が摘示する川村検察官の発言を、前後の発言内容や発言の意図を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合に、社会通念上相当な範囲を逸脱したとは認められないこと

- a 原告が主張するとおり、川村検察官は、前記(ア)①（10月21日、乙4号証・別紙符号4）、同②（10月21日、乙4号証・別紙符号5）、同③（10月21日、乙4号証・別紙符号6）、同④（10月26日、乙4号証・別紙符号12）、同⑤（10月26日、乙4号証・別紙符号13）、同⑥（10月27日、乙4号証・別紙符号15）、同⑦（10月28日、乙4号証・別紙符号16）、同⑧（10月28日、乙4号証・別紙符号18）同⑨（11月1日、乙4号証・別紙符号22）などの発言をしている。

そして、前記(ア)①ないし⑨の発言は、弁護士としての資質に言及するものであって、川村検察官の発言には慎重さに欠ける面があるこ

とは否定し難い。

- b しかし、以下のとおり、これらの発言は、前後の発言内容等を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合には、本件犯人隠避教唆行為が、原告の弁護士としての地位や能力を悪用して行われた弁護士倫理に反する極めて悪質なもので、その犯行動機の形成過程や犯行態様が原告の従前の刑事弁護に対する考え方と密接に関わっていることに鑑み、川村検察官において、従前の原告の弁護活動の在り方や関係記録等から読み取れる原告の刑事司法に対する考え方等についての問題点等を指摘することで、原告に対し、真摯な反省を促し、真実を供述するよう説得する趣旨でなされたものである。
- c すなわち、川村検察官は、10月18日の取調べの際に、原告に対し、「ことね、刑事弁護のやりかた、特に本件、まあ当たり前ですけども、やっぱりあなたは反省すべきだと思いますよ、まあね未熟だった部分があるとは15日のときにもおっしゃってたけども。私としてはやっぱりきちんと本当にあったことを思い出せる限り話していただいて、ほんとのことをですよ。そして、取るべき責任はきちんと争うことなくってほしい。今のあなたにできることはそれしかないと思ってます。本気でそう思ってます。」(乙5号証・別紙符号1)と発言し、また、10月21日の取調べの際には、「翻ってね今回の事件でもどこが大事なのか、考えるべきだと思うんですよね。そこを見極めた上でないと正しい防御活動って多分できないと思うんですよね。」(乙5号証・別紙符号4)と発言し、さらに、10月26日の取調べでは「弁護士が被疑者の事件でしかも犯人隠避教唆っていうね、弁護士としてあるまじき事件じゃないですか」(乙4号証・別紙符号14)、「刑事弁護の難しさはやっぱり倫理観だと思うんですよね、越えちゃいけない

一線越えちゃだめなんですよ。それがどこにあるかっていうと積極的にやっぱ事実曲げちゃ駄目だっていう事だと思うんですよ、偽造した証拠を使っちゃダメだとか作っちゃダメだとかね、そのへんの最低限のラインって素質もあると思うんですよ」（10月28日、乙4号証・別紙符号21）などと発言している。

これらの発言から分かるとおり、川村検察官による「バランスの悪さ」、「視野」の狭さ、「着眼点」が修習生、「弁護士観」、「本質を見ようとする能力」といった弁護士としての在り方や弁護士倫理に関する発言（前記(ア)①、②、④、⑤の発言）は、原告が職業倫理に反して弁護士としての地位や能力を悪用し、死者に責任を転嫁することを企図して本件犯人隠避教唆行為という犯罪行為に及んだことに対し、本件のみならず、原告が過去に担当した事件における弁護活動について、当時の事件記録や裁判所の判断等も踏まえ、原告の弁護活動の在り方等に見直すべき点があるのではないかということ、すなわち、事件の本質的な問題を見極め、枝葉末節に拘泥するべきではないことなどを指摘する趣旨でされたものである。その上で、川村検察官は、本件犯人隠避教唆事件においても、客観的な証拠関係や関係者供述等を踏まえ、原告自身の弁解が不合理であることを自覚すべきであること、原告において犯行に至った本質的な問題は何だったのかを考えるべきであることを説諭しているのであって、川村検察官の発言は、原告の犯行動機の形成過程に関連してなされた発言であることは明らかである。

- d また、川村検察官は、10月26日の取調べの際、「被害者とかそういう人たちのリアルなところには、全然なんていうか本質的に感覚的に思いが至らないのかもしれないですねえあなたは」（乙4号証・

別紙符号12)、「被害者がいて暴力団が組織としてしのぎにして常習的に窃盗やってるっていう実態を把握していながら、(中略)、場当たり的に否認させて、(中略)被疑者があるいは紹介者である■さんらが喜んでくれてよかった満足と、まあこういうことなんですかね。」

(乙4号証・別紙符号12)などとも発言している。これらの川村検察官の発言内容を踏まえて一連のものの一環として全体的に見れば、原告の「弁護士観」に関する発言に伴う「お子ちゃま発想」(前記(ア)④)の発言、10月26日、乙4号証・別紙符号12)という発言は、本件犯人隠避教唆事件において、暴力団構成員である■なる人物から、訴外■の相談に乗ってほしいと依頼されたことを端緒として、本件交通事故で死亡した訴外■に事故の責任を押しつけるような供述調書を作成した経緯や、弁護士としての地位や能力を悪用して弁護士倫理に反する本件犯人隠避教唆行為に及んだこと、それに加え、暴力団の関与が疑われる事件における原告の過去の弁護活動の記録等を踏まえ、原告において、刑事事件における被害者やその遺族等の心情や感情を軽視し、これらが現実のものとして想像できていなかったのではないかということを描き出し、そうした原告の刑事弁護活動に対する態度や考え方が未熟であることの自覚を促そうとする趣旨で発せられたものである。

また、前記(ア)④の発言のうち、川村検察官による「ガキ」、「子どもなんだよね、子どもが大きくなっちゃったみたいだね」、「発想が子どもなんですよね。」などの発言の趣旨についても、同様に、原告の刑事弁護に対する態度や考え方などが未熟であることを指摘するとともに、同日の取調べに際して川村検察官が「もともと司法試験受かって能力高い人が多いわけだから、あなたも含めてですよ、それはでき

るようになってくわけですね。そりゃ経験がないとなかなか判断するのは難しいところがあるから最初はなかなかできないんだけど。」と発言（乙5号証・別紙符号8）しているとおり、今後は、被害者や遺族等の心情や感情に配慮してもらいたい旨説諭する趣旨で述べたものである。

- e 川村検察官の前記(7)③の発言のうち、「偉そうに説教してるけど」に続く「あなたがしゃべらないからこうなってんだからね、あなたが何かしゃべり始めればそりゃ聞く立場に回るんだけどもしゃべらないからこっちがしゃべるしかなくてしゃべってるんであれだけでも。やっぱりだからなんか細かいんですよ、視点が、事件の見方にしてもね。」（10月21、乙4号証・別紙符号6）との発言は、10月16日以降、原告が黙秘していたことから、結果的に、川村検察官だけが話す状況になっているということを述べたにすぎないものであり、「供述の獲得に向けた働きかけではなく、単に江口氏を叱りつけるものであると認識していた」との原告の指摘は誤っている。すなわち、10月18日の取調べの際に、川村検察官は、「ことね、刑事弁護のやりかた、特に本件、まあ当たり前ですけども、やっぱりあなたは反省すべきだと思いますよ。まあね未熟だった部分があるとは15日のときにもおっしゃってたけども。私としてはやっぱりきちんと本当にあったことを思い出せる限り話していただいて、ほんとのことをですよ。そして、取るべき責任はきちんと争うことなくってほしい。今のあなたにできることはそれしかないと思ってます。本気でそうと思ってます。」、「それで、言い分も聞きたいところがある、情状のことも含めて。そうすると今黙秘してるっていうあなたの態度は困る。それは証拠上困るんじゃなくて、私が少なくともちょっとだけですけど

どたとえば奥さんとの関係とかあるいは中野先生にも一日ガサ付き合ってくれたりとかしてたし、そういった人たちとの関係でもこのままあなたが黙秘で徹底的に争うって姿勢をとることはね、それは私としても困る。お節介かもしれないけども、決していいことだとは思えない。」(乙4号証・別紙符号3、乙5号証・別紙符号1)などと述べており、原告に真実を供述してもらいたい、あるいは、原告の言い分を聞きたいと思っていることを伝える趣旨で発言したものである。

- f 川村検察官は、10月26日の取調べにおいて、前記(7)⑤の発言のとおり、原告が作成したノートの内容を踏まえ、「誤りだらけの精神論ノート見てて思ったんだけど、この人は事実の見方とか、なんていうのかな、証拠の見方とかそういうのこの人すごく苦手にしてるなって思ったんですよね。たぶんわかってないんだと思うんですよ。」(乙4号証・別紙符号13)と発言しているところ、川村検察官は、これに先立つ10月25日の取調べにおいて、原告に対し、「1、検察官は正義の代表者でもなんでもない、そうではなく人を処罰することで、給料をもらい出世する人というに過ぎない。そして、検察庁とはそのような人々が集まってできている場所だ。なぜこうになってしまうのか、釈放するよりも処罰する方が仕事をしているように見える(=組織に貢献しているように見えるから)」、「裁判所刑事部も同様の病状病根を抱えている」、「検察官も警察官も弱気をくじき強気を助ける人間たちだ」、「少なくとも彼らから見て弱い人間、与しやすい人間と思われてはならない。そのためには彼らに対してプレッシャーを与える人間である必要がある」、「プレッシャーを与えるとは→不安に思わせること、相手がこちらに不利益を与えてきたらやり返すこと、相手の仕事量を増やす又は仕事を妨げること、より端的には相手より強く

なること」などの記載があったことに言及している（乙5号証・別紙符号7）。

このような原告が作成していたノートの記載内容に関する川村検察官の前後の発言内容を踏まえて、前記(ア)⑤の発言内容を一連のものの一環として全体的に見れば、川村検察官は、原告が、検察官や刑事裁判所に対する見方や、刑事弁護に対する向き合い方、自らの弁護技術を磨くために供述調書を不同意にすることもいとわないかのような刑事手続に対する考え方に偏りがあることがうかがわれたことなどを踏まえ、原告の刑事弁護活動が、弁護士としての職責を果たすことよりも捜査機関の仕事を妨害するという目的に拘泥したものであったのではないかということ指摘したり、質問形式などのテクニックよりも事件の本質的な問題や客観証拠を重視する姿勢で刑事事件に臨むべきであると指摘したりしたものであって、これらの発言も、原告の刑事事件に対する向き合い方や認識の誤りを自覚させようとする趣旨でなされたものである。

g 川村検察官の10月27日の取調べにおける前記(ア)⑥の発言のうち、「どうやったらこんな弁護士ができあがるんだ。」に続く「そういえば弁護教官を聞いていなかったな、刑弁教官。誰、刑弁教官。聞きに行こうかなあ、どういう教育をしているんだって。なんでこんなことになってんだっつって。」、「法廷立ってもらうか。」との発言（乙4号証・別紙符号15）も、原告の従前の刑事弁護活動において、反省すべき点があることを指摘する趣旨でなされたものである（被告準備書面(1)第1の5(8)ア・11、12ページ参照）。

また、原告が本件犯人隠避教唆事件で公判請求されたとしても、原告の刑事弁護教官は本件犯人隠避教唆事件と具体的な関連性がなく、

同教官が証人として採用される見込みなど全くないことは、弁護士である原告にとっても川村検察官にとっても明らかであったから、川村検察官が「法廷に立ってもらうか。」という発言を、文字どおりの意味で発言したものではない。その発言の趣旨としては、刑事弁護教官から弁護士としての在り方や職業倫理についてどのように教えられたのかを思い起こし、自らの行為を真摯に反省してもらいたいというものとして認められる。

- h 川村検察官は、10月28日の取調べにおいて、前記(ア)⑧の発言のうち、「依頼者だって可哀そう」などの発言(乙4号証・別紙符号18)の直前に、原告の弁護活動に関して、「まして被害者とかね、そういった利害関係人にとってはひどい弁護活動をしてたわけだし、今後もされていったわけだし。今回だって端緒は亡くなった[]君の遺族が懲戒申し立てしたところにあるわけだしね。」(乙4号証・別紙符号18)と訴外[]の遺族の心境等に関する発言をし、また、これまでの取調べにおいても取り上げていた原告のノートの記載内容を踏まえて、「自己満足だけで、で軋轢を生んでは、検察庁警察と軋轢を生んでは、それは警察検察が悪いからだ、組織自体が腐ってるからだってみたいな形で正当化して何も知らないくせに。自分はどうなんだって話なわけね、あげくの果てに刑事裁判所だって同じ病根を抱えてるみたいなね、何を知ってるんだあなたはって話なわけ。」(乙4号証・別紙符号18)と発言していた。このような川村検察官の前後の発言内容を踏まえて一連のものの一環として全体的に見れば、前記(ア)⑧の発言は、原告が弁護士の地位や能力を悪用して本件犯人隠避教唆行為に及んだことや、原告が作成したノートの記載内容から読み取れる原告の刑事弁護に対する向き合い方や検察官や刑事裁判所に対する

認識に偏りや問題があること、事件や物事の本質や見通しを見誤るとかえって依頼者の正当な利益を確保することが難しくなることがあるといったことを指摘し、原告に対し、そのような認識に基づいた刑事弁護活動を行うことの問題を認識させようとした趣旨である。

- i 川村検察官による11月1日の取調べにおける前記(7)⑨の発言のうち、原告の中学時代の成績に言及した発言(乙4号証・別紙符号22)については、その直前において、川村検察官が、原告に対し、「なぜあなたは全然そういう客観的な状況をこんだけ言ってるのに理解しないのかなあっていうところは私としては完全に不思議で、理屈の部分ではもう全然うちが、というか私の言ってる方が正しいはずだし、合理性が高いと思うんですよね。それにも関わらず全く変わらないっていうのは、あなたが不合理なんだけども。少なくとも客観視できてないな」(乙4号証・別紙符号22)と発言していたものである。このような川村検察官の前後の発言内容等を踏まえて一連のものの一環として全体的に見た場合、同⑨の発言のうち原告の中学時代の成績に言及した発言は、川村検察官において、原告の中学時代にまで遡って原告の人柄や物の考え方を把握し、原告が本件犯人隠避教唆行為に及んだ動機や物の見方・考え方を解明しようとしていることを示す趣旨でされたものである。また、川村検察官としては、原告に対し、本件犯人隠避教唆事件に関する証拠関係を説明するとともに、その証拠関係を踏まえると原告の弁解が信用できないことなどを繰り返し説明していたにもかかわらず、原告が真摯な反省に基づく供述をしないことについて、合理性や論理性に欠けているのではないかとの疑問を呈した発言である。

(ウ) 小括

以上のとおり、原告が摘示する川村検察官の発言に関して、その前後の発言内容や意図を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合に、当該各発言は、本件犯人隠避教唆行為が、原告の弁護士としての職業倫理に反して弁護士としての地位や能力を悪用して行われた悪質なもので、その犯行動機の形成過程や犯行態様が原告の従前の刑事弁護に対する考え方と密接に関わっていることに鑑み、従前の原告の弁護活動の在り方や関係記録等から読み取れる原告の刑事司法に対する姿勢や考え方についての問題点や誤りと考えられる点を指摘することで、内省を促し、真実を供述するよう説得する趣旨でなされたものであって、真実の発見や公益目的を果たす目的でされたものであるから、社会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められない。

カ 本件犯人隠避教唆事件が弁護士としての資質や社会的信頼に与える影響に関する発言

(7) 原告が摘示する川村検察官の発言について

原告は、川村検察官の発言のうち、

- ① 10月28日の取調べの際、「僕ちゃんは強いから何とかしてやるっつって津波と闘ったって、勝ち目ないわけじゃないですか。んで、僕ちゃん強くないし、弁護士として」などと発言したことについて、「僕ちゃん強くない」などと人格を執拗に罵倒した」（原告準備書面（1）第3の2（23）・63、64ページ）
- ② 10月28日の取調べの際、「だからもう、無理なんですよ。傷を深めるだけなんですよ。あなたが弁護士資格に汲々とするってことは。あるいはなんか、思いつきの主張をね、する場を、得たいって思うことは。そんなものはないんだ。もう、ひたすら公判でも頭を下げて、いろんな人に迷惑かけましたと、弁護士として絶対やってはいけない

ことをやったし、弁護士全体のね、弁護士全体の、品位をね、おとしめるようなことになってしまったと。そういうふうに、泣きながら言うしかねえんだよ！」などと発言したことについて、「精神的に打撃を加え、尊厳を傷つけた」(原告準備書面(1)第3の2(24)・64、65ページ)

- ③ 10月28日の取調べの際、「やったこともそうだし、素質的にも、刑事弁護やる資格はないんすよ。刑事弁護だけじゃなくて、弁護士自体、資格がないんですよあなたには。なかったんですよ。それを実感できたでしょ？こうなって。だから諦めてください、もう。無駄なんだから。あなたが無自覚なだけなんですよ」などと発言したことについて、「弁護士業務に関わるべきではないほどに資質がなかったと罵倒した」(原告準備書面(1)第3の2(25)・65、66ページ)

などと主張する。

(イ) 原告が摘示する川村検察官の発言の当該部分を一連のものの一環として全体的に見た場合の評価

- a 原告が主張するとおり、川村検察官は、前記(ア)①(10月28日、乙4号証・別紙符号19)、同②(10月28日、乙4号証・別紙符号20)、同③(10月28日、乙4号証・別紙符号21)などの発言をしている。
- b しかし、これらの発言は、川村検察官が、10月18日の取調べにおいて、原告に対し、「どこがいけなかったのか。頭いいんでしょうから。わたしもずっと日曜日から私なりに見てきてるけども。奥さんもしっかりしてるしあなた自身もね、事務所での対応とか見ててすごくきちんとしてるなって思ったし。まあほんとに弁護士としてね、我々以上に苦勞しているところもあるんだろうし、しっかりしてるなっ

ていう印象で。まあ自宅にまでお邪魔したからあれだけども。だけ
どことね、刑事弁護のやりかた、特に本件、まあ当たり前ですけども、
やっぱあなたは反省すべきだと思いますよ、まあね未熟だった部分
あるとは15日のときにもおっしゃってたけども。私としてはやっぱ
りきちんと本当にあったことを思い出せる限り話していただいて、ほ
んとのことをですよ。そして、取るべき責任はきちんと争うことなく
ってほしい。今のあなたにできることはそれしかないと思っています。
本気でそう思っています。それは別にあなたから供述を得て証拠を増や
したいとか、そういう発想では全然ありません。前にも言ったと
おり今回の事件は証拠関係上あなたが黙秘しようが様々な弁解を繰り
広げようが十分に罪体立証できていると思っています。だからこそ弁護士
であるあなたを地検として逮捕しているわけですから。」(乙5号証・別
紙符号1)と供述していたとおり、関係者供述や客観的な証拠関係等
に照らせば、本件犯人隠避教唆行為は公判請求され、有罪判決が出さ
れる見込みが高いことなどを説明した上で、そのことが原告の弁護士
資格や原告の家族に与える影響、弁護士全体への社会的な信頼に対す
る大きな悪影響を説明したものである。そもそも原告の弁護士として
の経験、特に刑事弁護に取り組んできた経験や法的知識からすれば、
客観的な証拠関係等に鑑み、原告自身の刑事処分ないし公判の見通し
については相当程度正確に理解し得たはずであり、川村検察官の説明
が原告の人格権を侵害するような内容であったとはいえない。

また、川村検察官は、10月23日の取調べにおいて、「特に本件
でいうと亡くなった■■■■君の遺族の方々とか、あなたがね交通事故の
まさに■■■■君が亡くなった場面について、でたらめなへたくそな調書
作って、嘘をでっち上げて、そういったことについて、それに基づい

て■■■■巻き込んで嘘の供述を警察にさせて、捜査妨害して、下手したら■■■■君の亡くなった状況について全く訳のわからないあなたのでたらめな話に置き換わっていたかもしれないわけで、(中略)まあでもあなたのやったことは全然消えなくて、普通はそしたら遺族の人にも悪いことしたと、弁護士としてそれはやっちゃいかんかったと。で事情についてはこれこれこうですと、すいませんでしたってね、いうのがあたりまえなのに」(乙4号証・別紙符号8)などとして、訴外■■■■の遺族の心境にも思いを寄せてもらいたい旨発言していた。また、川村検察官は、10月28日の取調べにおいて、「刑事弁護の難しさはやっぱり倫理観だと思うんですよね、越えちゃいけない一線越えちゃだめなんですよ。それがどこにあるかっていうと積極的にやっぱり事実曲げちゃ駄目だっていう事だと思うんですよね、偽造した証拠を使っちゃ駄目だとか作っちゃ駄目だとかね、そのへんの最低限のラインって素質もあると思うんですよ、あなたそこが向いてなかった部分があると思うんですよ、素質として。」(乙4号証・別紙符号21)などと申し向けている。このような川村検察官の前後の発言内容等からも明らかのように、川村検察官が原告の弁護士としての資質に言及したのは、原告が行った本件犯人隠避教唆行為が極めて悪質であって、弁護士としての職業倫理に反して行われた犯行であることを原告に自覚させ、真摯な反省を促そうとした趣旨によるものである。

- c なお、前記(ア)①の発言のうち、川村検察官による「僕ちゃん」との発言は、原告を子ども扱いするような表現ではあるが、逮捕前の取調べにおいては不合理な弁解をし、逮捕後は黙秘を続け、さらに、トイレを理由に取調べを無用に中断させるような方便に及ぶなどの原告の態度は、原告が突っ張っている、つまり、検察官において収集し

た証拠関係を不合理なまでに理解しようとしないう原告に対し、このまま虚勢を張り続けるのではなく、訴外■や原告の家族のためにも、真実をありのまま供述してもらいたいと考えるとともに、原告の過去の弁護活動の在り方などを見て、刑事弁護に対する考え方や姿勢に見直すべき点があることを指摘し、また、本件犯人隠避教唆事件が、弁護士全体に対する社会の信頼を失墜させかねない犯罪であることを自覚させようとする趣旨の発言であるから、社会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められない。

(3) 小括

以上のとおり、本件取調べは、第1の1記載のとおり、原告が弁護士としての地位や能力を悪用して行った本件犯人隠避教唆行為を対象としており、同行為が死者に責任を転嫁しようとする極めて悪質な事案であったこと、また、客観的な証拠関係から原告が本件犯人隠避教唆行為に及んだとの強い嫌疑が認められたこと、一方で、原告が、逮捕前の取調べにおいて虚偽の内容を述べていた可能性が高く、逮捕後は方便を使って取調べを中断させていることがうかがわれるなど、死者に対する謝罪の意思や反省悔悟の情が見受けられなかったことなどに照らせば、取調べにおいて、犯行に至る経緯や動機解明のために、原告の過去の弁護士としての考え方や刑事事件に取り組む姿勢に改めるべき点があればこれを指摘したり、原告の親族や事件関係者の置かれた状況や心情に言及して、その点に配慮するよう述べたりすることも必要かつ相当であった。

本件取調べは、前記のような真実発見のための説得や追及を目的として行われたことは言うまでもないが、更に、本件犯人隠避教唆事件の罪質等の具体的事情も考慮して、関連性が認められる事柄に言及しながら行われたものであることは明らかであって、個々の発言に、口調の厳しいものがあったり、

原告の虚勢を戒める発言があったりその態様の一部に不適切な部分があったことは否定できないとしても、本件取調べを全体として見れば、社会通念上相当な範囲を逸脱するものとは認められないため、国賠法上違法となるような原告の人格権を侵害するものではない。

したがって、人格権の侵害をいう原告の主張は理由がない。

2 黙秘権の侵害をいう点について

(1) 検察官の取調べが黙秘権侵害となる場合の判断基準

ア 被告準備書面(1)第1の5(4)ア(7ページ)で述べたとおり、黙秘権を規定した憲法38条1項は、「何人も自己に不利益な供述を強要されない。」と規定していて、その法意は、「自己が刑事上の責任を問われる虞ある事項について供述を強要されないことを保障したもの」と解され(最高裁昭和32年2月20日大法廷判決、最高裁判所刑事判例集11巻2号802ページ)、刑訴法198条2項は、「前項の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。」と規定している。

一方、刑訴法198条1項は、捜査機関に対し、犯罪捜査の必要があるときは、身体の拘束を受けている被疑者を出頭、滞留させた上で取り調べることができる旨を規定したものと解されるところ、このように解することが、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものではない(「身体の拘束を受けている被疑者に取調べのために出頭し、滞留する義務があると解することが、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものでないことは明らかである」と判示した最高裁平成11年3月24日大法廷判決・民集53巻3号514ページ)のであるから、黙秘権を行使する身体拘束を受けている被疑者に対して検察官等の捜査官が取調べを継

続したとしても、そのことが直ちに黙秘権の侵害となるものではない。

そして、憲法は、刑罰権の発動ないし刑罰権発動のための捜査権の行使が国家の権能であることを当然の前提とするものであるから（前掲最高裁平成11年3月24日大法廷判決）、被疑者の黙秘権が憲法上の保障された権利であるからといって、これが刑罰権ないし捜査権に絶対的に優先するような性質のものということとはできず、被疑者の取調べに当たり真実の供述を得るには、捜査官が被疑者に対して説得を行うことも必要であるから、このような場合における捜査官の被疑者に対する発言は、捜査権の行使として社会通念上相当と認められる範囲を逸脱するものと認められない限り、違法の評価を受けるものではないというべきである（大阪高裁令和2年6月11日判決・判例時報2456号53ページ参照）。

イ これに対し、原告は、被疑者が黙秘権行使の明確な意思表示をした場合、その後取調べを継続する行為は、それ自体が黙秘権を侵害する行為として国賠法上違法となる旨主張するが（原告準備書面（1）第1の1（I）・6ページ）、独自の見解にすぎない。

また、原告は、取調べ受忍義務を前提としても黙秘権を行使する被疑者に対する説得・発問等には限界がある旨主張し、その限界を超える説得・発問等であるか否かによって黙秘権侵害かどうかを判断すべきとも主張するが、原告のいう「限界」が捜査権の行使として社会通念上相当と認められる範囲の逸脱を意味しないのであれば、やはり独自の見解にすぎない。

さらに、原告は、黙秘権を侵害するか否かの判断基準として、「説得・発問等は、被疑者が黙秘権行使の態度を翻意することが客観的に期待できない状態に至るまでの間に行わなければならない。」（基準①）、「説得、発問等は、身体拘束の理由となっている被疑事実と関連する内容でなければならない。」（基準②）、「説得、発問等は、起訴・不起訴の決定に向けた捜

査の一環として行われなければならない。」(基準③)等の基準を挙げているが(原告準備書面(1)第1の1(1)、同3(1)・6、7、11ページ)、これも独自の見解にすぎない。

(2) 本件取調べにおける川村検察官の発言に、国賠法上の違法が認められるような黙秘権侵害は認められないこと

ア 川村検察官が原告の取調べを継続したことが国賠法上違法となるような黙秘権侵害とはならないこと

被告準備書面(1)第3の4(17ないし19ページ)で述べたとおり、本件取調べ当時、原告には、本件犯人隠避教唆行為に及んだ高度の嫌疑が認められ、その犯情は特に悪質というべきものであった。

また、逮捕前の取調べにおいて原告が事実を否認していたことなどにも照らすと、検察官には原告を逮捕・勾留した上で取調べを行う高度の必要性があった上、逮捕・勾留後も、原告に対する取調べの必要性が低減ないし失われたという事情はなかった。

そして、本件取調べが行われた日時は乙1号証のとおりであるが、一日あたりの取調べ時間は最長でも片山検察官による約5時間47分にとどまり、川村検察官に関していえば約4時間54分にとどまっている上、いずれの日も、食事やトイレのための休憩を挟むなどしながら行われており、早朝や深夜に取調べが行われたこともなかった。

以上述べた本件取調べの必要性や、取調べが行われた具体的な日時等に鑑みると、川村検察官が、原告の取調べを継続したことは、説得行為として社会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められず、原告の取調べを継続したことによる黙秘権侵害は認められない。

イ 本件取調べにおける川村検察官の発言は国賠法上違法となるような黙秘権を侵害するものではないこと

(7) 黙秘権を行使することの周囲への影響に関する発言

a 原告が摘示する川村検察官の発言について

原告は、川村検察官の発言のうち、10月18日の取調べの際、「あなたがこうやって黙秘で徹底的に争うと周りの人に迷惑がかかる。奥さんと子供さんにも迷惑がかかる」（準備書面（1）第1の3（4）ア・13、14ページ）などと発言したことについて、「最愛の家族に不利益が生じるかのように述べることで江口氏を不安にさせ、黙秘権の行使をやめさせるために行われた」（準備書面（1）第1の3（4）ア・13、14ページ）などと主張する。

b 原告が摘示する川村検察官の発言を、前後の発言内容等を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合に、社会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められないこと

原告が主張しているとおり、川村検察官は、10月18日の取調べにおいて、「あなたがこうやって黙秘で徹底的に争いますと、裁判所の勾留質問でも言っているようにね、事実争います、事実無根ですと。で、私から言わせればね、虚偽の弁解に基づいてそういった主張をね、すると、迷惑かかるんですよ周りの人に。奥さんとか子供さんにも迷惑かかるんですよ。」（乙4号証・別紙符号2）と発言している。

しかし、当該発言は、逮捕前の取調べにおいて原告が川村検察官に供述していた弁解内容の不合理性や、勾留後の取調べにおいて原告が黙秘を続けていることを踏まえ、その弁解内容や、原告の態度が不合理であることを客観的な証拠関係等を踏まえて説明し、真実を語るよう説得する趣旨で申し向けられたものである。

川村検察官は、この発言の直後に、「中野先生とか宮村先生だっておそらくほんとの事実関係知りたがっていると思いますよ。こういう

刑事事件になっちゃってるわけですから。」(乙4号証・符号2)と発言して原告の刑事事件における弁護人も事実関係を知りたがっているだろうことや、「きちんと真実を語らないとそういう人たちにもね迷惑かかっちゃうし、騙すことにもなっちゃうのかもしれない」、「きちんと関係者が多数いるなかで、一番大事なのは真実を確定すること」(以上、乙4号証・別紙符号2)、「私としてはやっぱりきちんと本当にあったことを思い出せる限り話していただいて、ほんとのことをですよ。そして、取るべき責任はきちんと争うことなくとってほしい。」、「言い分も聞きたいところがある、情状のことも含めて。」(乙4号証・別紙符号3、乙5号証・別紙符号1)などと述べ、原告のために職務を行う原告の刑事事件における弁護人のためのみならず、訴外■の遺族の心情や、原告が大切に感じている原告の家族らに与える影響にも思いを巡らせて真実を語るように繰り返し原告の心情に訴えかけて、真実を語ることの重要性を繰り返し説明している。

その上で、川村検察官は、本件犯人隠避教唆事件の捜査・公判に臨む原告の姿勢は、いずれ家族を含めた周囲の関係者にも知るところとなることなどを指摘し、原告がどのような姿勢で本件犯人隠避教唆事件に向き合うべきかについての川村検察官としての考えを伝えた上で、原告に対し、真摯に反省し、真実を供述すべきであると説得しようとしたものであって、前記発言は、原告の意思に反して供述を強要するものではないし、その説得行為も社会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められない。

(イ) 原告の黙秘権の理解について疑問を呈する発言

a 原告が摘示する川村検察官の発言について

原告は、川村検察官の発言のうち、10月21日の取調べの際、「そ

これは黙秘権の行使なんですか。あなたの言ってる黙秘権ってなんなんですか。(中略) あなた自身もわかってないんじゃないの。」などと発言したことについて、「江口氏の黙秘権の理解及び弁護士としての資質を否定することで黙秘権行使の態度を取っていることが正しいのか疑心暗鬼に陥らせ、黙秘権の行使をやめさせるために行われた」などと主張する(原告準備書面(1)第1の3(4)イ・14、15ページ)。

b 原告が摘示する川村検察官の発言を、前後の発言内容等を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合に、社会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められないこと

原告が主張する川村検察官の発言は、弁護士としての知識について言及するものであって、慎重さに欠ける面があることは否定し難いものの、川村検察官は、当該発言の直前に「体調はどうですか。体調どうですか。体調も答えられないの。それなんか黙秘と関係あんの。体調がどうかっていうことってなんか黙秘と関係あんの。黙秘権と関係あんのかね。取調べを受ける前提として体調を確認してるんだけど。」(乙5号証・別紙符号2)と尋ねている。

そして、被告準備書面(1)第1の5(4)ア(7、8ページ)及び前記(1)で述べたとおり、黙秘権の対象になる原告にとって「不利益な供述」(憲法38条1項)に該当しない体調を確認するだけの質問に対してすら原告が応答しないことを踏まえ、弁護士として黙秘権に関する法的理解を備えているであろうことを前提に、黙秘権を行使する方針を原告が採っているとしても、体調については供述することができるのではないかという疑問を呈したにすぎないのであって、原告が黙秘権を行使することをやめさせたり、ましてやその意思に反して供述を強要したりしようとするものではないし、疑問を呈したことも、社

会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められない。

(ウ) 10月23日の発言

a 原告が摘示する川村検察官の発言について

原告は、川村検察官の発言のうち、10月23日の取調べの際、「黙秘ですと。これはいかんでしょう。何なんだそれは。弁護士じゃないのか。なんで説明しないんだ。」などと発言したことについて、原告の黙秘権を侵害すると主張している（原告準備書面(1)第1の2(4)オ・16、17ページ）。

b 原告が摘示する川村検察官の発言を、前後の発言内容等を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合に、社会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められないこと

しかしながら、まず前提として、被告準備書面(1)第1の5(5)ア(9ページ)で述べたとおり、川村検察官は、原告が指摘するように「黙秘ですと。これはいかんでしょう。」と発言したのではなく、「「黙秘です。」と。そりゃ怒る(いかる)でしよう。」と発言していることは、乙第4号証・別紙符号8の音声から明確に確認でき、川村検察官が「これはいかんでしょう。」と発言したとの前記原告の主張は事実と反している。

また、川村検察官は、この「「黙秘です。」と。そりゃ怒るでしよう。」との発言に先立って、「普通は、世の中の的には、逮捕されて勾留されて犯罪の嫌疑があるっていうことであればそれについてはきちんと説明をする、特に本件でいうと亡くなった■■■■君の遺族の方々とか、あなたがね交通事故のまさに■■■■君が亡くなった場面について、でたらめなへたくそな調書作って、嘘をでっち上げて、そういったことについて、それに基づいて■■■■巻き込んで嘘の供述を警察にさせて、捜査

妨害して、下手したら勝也君の亡くなった状況について全く訳のわからないあなたのでたらめな話に置き換わっていたかもしれない」(乙4号証・別紙符号8)と述べ、訴外■が起こした本件交通事故に関し、一步間違えば、責任を転嫁されていたかもしれない訴外■の遺族の心情について言及した上で、「普通はそしたら遺族の人にも悪いことしたと、弁護士としてそれはやっちゃいかんかったと。で事情についてはこれこれこうですと、すいませんでしたってね、いうのがあたりまえなのに」(乙4号証・別紙符号8)などと申し向けている。

このような川村検察官の前後の発言内容からすれば、川村検察官が原告に対し、「黙秘です。」と。そりゃ怒るでしょう。」と発言したことは、本件犯人隠避教唆の一環として原告が作成した供述調書が、訴外■に本件交通事故の責任を押しつけようとするものであったにもかかわらず、原告において訴外■の遺族に対して謝罪もせず、また、反省の態度も示さないとすれば、訴外■の遺族としては憤懣やるかたなく、本来であれば社会正義の担い手であると理解しているはずの弁護士たる原告に対して怒りの感情を抱くであることは容易に察することができるのではないか、ひいては、訴外■の遺族に対して真実を伝えないことは訴外■やその遺族の心情を軽視する態度が表れていると受け取られるのではないかという川村検察官の考え方を示した上で、訴外■の遺族の心情を慮るべきであると諭したものであると解されるのであって、原告に対して黙秘権の行使をやめさせたり、ましてやその意思に反して供述を強要したりしようとするものとはいえないし、原告を諭したことも、社会通念上相当な範囲を逸脱したものと認められない。

(I) 原告が黙秘権侵害として指摘するそのほかの発言

原告は、前記各発言のほかにも、黙秘権侵害に該当するとして複数の川村検察官の発言を指摘している（原告準備書面（1）第1の2・7ないし10ページ、第1の3・11ないし31ページ）。

しかしながら、それらの発言に関する主張は、結局のところ人格権侵害ないし弁護士依頼権を主張するものであって、黙秘権の侵害の有無が問題となる発言ではないことは明らかである。

(3) 小括

以上のとおり、川村検察官が原告に対し本件取調べを継続したこと及び本件取調べにおける川村検察官の言動は、国賠法上違法となるような原告の黙秘権を侵害するものではない。

したがって、黙秘権の侵害をいう原告の主張は理由がない。

3 弁護士依頼権の侵害をいう点について

(1) 検察官の言動が弁護士依頼権侵害となる場合の判断基準

被疑者の取調べに当たって行われる検察官の被疑者への説得行為は、その性質上、被疑者の弁護士に対する信頼感に対して、一定の影響を与え得ることは避けられないところであるから、被疑者の取調べに当たる検察官にあっては、弁護士と被疑者との間の信頼関係に影響を与える一切の言動が禁じられるというものではなく、取調べを行う上で合理性があり、かつ、社会通念上相当性を欠くと認められるものでない限り、そのような言動も許されるというべきである。そして、検察官が取調べの際に弁護士の弁護方針を理由として供述等を拒む被疑者に対して事実をありのままに供述するように説得することは、捜査の在り方として許されないものということとはできず、その際、検察官が弁護士の弁護方針への言及を行ったとしても、弁護士が選択した弁護方針が他方当事者である検察官の行動にも影響を与え、それが被疑者に不利益に作用することもあり得る以上、その言及が直ちに社会通念上相当性を

欠くという評価を受けるべきものではなく、その言及が社会通念上相当性を欠くか否かは、個別の取調べの具体的な状況等に照らして判断すべきものであると解される。もっとも、検察官が取調べにおいて弁護人の弁護方針に言及することは、仮にその言及自体は必ずしも社会的相当性を欠くものであることが明白ではなかったとしても、当該言及についての被疑者の受け取り方その他の事情の如何によっては、被疑者と弁護人との信頼関係を損なうという結果をもたらす可能性があり得るところであり、現にこれを損なう結果を伴う場合には、当該言及自体について、国賠法上、違法性を帯びるとの評価を受けることがあり得るものと解される（以上につき、東京高裁平成21年5月21日判決・訟務月報55巻10号3023ページ参照）。

(2) 本件取調べにおける川村検察官の発言に、国賠法上の違法が認められるような弁護人依頼権侵害は認められないこと

ア 弁護人に迷惑をかける旨の発言

(ア) 原告が摘示する川村検察官の発言について

原告は、川村検察官の発言のうち、

- ① 10月18日の取調べの際、「中野先生とかねえ、宮村先生だって、おそらくは本当の事実関係知りたいと思っているはずだと思いますよ。もうこういう刑事事件になっちゃってるわけですから。きちんと真実をね、語らないと、そういう人たちにもね、迷惑かかっちゃうし、騙すことにもなっちゃうのかもしれないし。それおかしいと思いますよ。中野先生だって宮村先生だってねえ、証拠関係見れば、そりゃああなたの言ってることが正しいかどうかって、あの人たちもまあ私から見ればすごくまともな方々だから、そりゃわかりますよそんなの。まあ私と全くおんなじもの見方になるかってのはね、そりゃ違うと思うけども。あまりにも実態と、あなたの弁解が食い違ったときには、

そりゃあ迷惑かかるんじゃないですかね。」などと発言したことについて、「江口氏に対し弁護士への疑念を植えつけ信頼関係を破壊しようとした」(原告準備書面(1)第2の2(1)・32、33ページ)

② 10月25日の取調べの際、「いや、弁護士中、全員を敵に回すと思いますよ？宮村先生だって中野先生だって辛い立場になると思いますよ。何であんな奴の弁護するんだって、ねえ。(中略)あんた別に、自分で考えりゃいいじゃん、弁護士なんだから。だから宮村先生とか中野先生にも、迷惑かけないでもらいたいですよねえ。(中略)宮村先生とか中野先生の中から見るとねえ、あいつの弁護してるっていうのは、弁護士自体のね、接見交通に関する世の中の見方を厳しくしちゃうし、それに加担することになっちゃうわけじゃないですか。一体何なんだって言われちゃうわけじゃないですか。なん、迷惑なんですよ。ねえ。あの、いろんな人に迷惑かけないで、諦めてくださいよ、もう。反省してくださいよ、人のせいばかりにしてないで」などと発言したことについて、「弁護人に対し依頼を係属することを躊躇させようとした」(原告準備書面(1)第2の2(2)・33、34ページ)

③ 10月26日の取調べの際、「そんな人が、自分の能力だけを過信して、この厳しい状況でね、証拠関係、事実関係として極めて厳しい状況の中で、公判で空回りすると、まあ可哀そうですよ、奥さんにしても、子供さんにしても、ご両親にしても。おそらく今は、そんな厳しい状況だって誰もわかってないんですよ。(中略)宮村先生、中野先生はわかっておられるんだけど、あなたの意向を多分尊重してるんでしょねえ。謎の意向を。完全に謎なんですよ。ねえ」などと発言したことについて、「防御方針に関して江口氏と弁護士との間に心理的距離を生じさせようとした」(原告準備書面(1)第2の2(3)・3

4、35ページ)

などと主張する。

(4) 原告が摘示する川村検察官の発言を、前後の発言内容等を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合に、社会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められないこと

- a 原告が主張するとおり、川村検察官は、前記(ア)①(10月18日、乙4号証・別紙符号2)、同②(10月25日、乙4号証・別紙符号11)、同③(10月26日、乙4号証・別紙符号13)などの発言をしている。
- b しかし、川村検察官によるこれらの発言は、前後の発言内容等を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合には、弁護士としての地位や能力を悪用した本件犯人隠避教唆事件の悪質性や、本件犯人隠避教唆事件が弁護士全体に対する社会の信頼を損ないかねない問題をはらんでいることの重大さを原告に認識させるとともに、客観的な証拠関係等を踏まえた原告の弁解の不合理性を指摘することで、真実を供述するよう説得する趣旨でなされたものである。
- c すなわち、10月18日の取調べの際の前記(ア)①の発言は、その前段階において、川村検察官が「私から言わせればね、虚偽の弁解に基づいてそういった主張をね、すると、迷惑かかるんですよ周りの人に。」(乙4号証・別紙符号2)と発言していたとおり、逮捕前の原告の弁解内容は不合理であって虚偽であるとの川村検察官の見方を原告に伝えるとともに、検察官と弁護人との間では物の見方に違いはあるものの、少なくとも、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行う刑事事件における弁護人らに対しては、同人らの弁護活動の前提となるはずの事実関係について原告において真実を供述するべき

であるとの川村検察官の考えを伝えたにすぎない。また、川村検察官は、原告の弁護人である中野弁護士や宮村弁護士のことを非難するような発言を一切しておらず、むしろ、両弁護士のことを「まともな方々」と評している。

- d また、10月25日の前記(ア)②の発言については、その直前に、川村検察官が、「背後には暴力団との関係があってそこから金を得て、いわば使いっ走りのような形で、弁護士としての接見交通権を悪用して、弁護士しかできないわけですから接見禁止の時にはね。立会人なしで、普通の面会の時には立会人いるわけですからね、おかしなことできない。だけどあなたはその立場をね、弁護士資格を悪用して接見交通権の名の下に、通謀しまくりヤクザに捜査情報流しまくり、そして金を得る、こういう構図なわけじゃないですか。そりゃ弁護士怒りますよ、弁護士ってそんなことばっかやってんだって思われちゃうもん。同類だと思われちゃうもん。おそらく普通の弁護士はそこまでは絶対やってない。なぜなら犯罪だし、そりゃやっちゃいかんって多分教育受けてるから、自覚してるから。法律知ってればね、なぜ秘密、接見交通で秘密が認められてるかっていったら弁護士は通謀しない、証拠隠滅しない、犯人隠避しないっていう前提になっているから、そういう信頼があるから、こういう立て付けになってるわけで。でもあなたはそういう法律の理解全然してないわけだよね。金のために弁護士の地位悪用して情報垂れ流して、捜査妨害して。窃盗、窃盗行為を助長し、それを資金源としている暴力団から資金を得る、そういう構図じゃないか。少なくともそういう形になりますよね立証上。争えば争うほど、そういった情報が拡散される。」(乙5号証・別紙符号6)と発言していたとおり、原告の過去の弁護活動において、接見交通権

を悪用して暴力団組織に捜査情報を流すなどしていたことがうかがわれることを指摘し、本件犯人隠避教唆の公判等においては、犯行動機や犯行に至る経緯に関連してそのような原告の過去の弁護活動についての主張立証がなされる可能性があること、そうなれば、弁護士や接見交通制度に対する批判が高まり、弁護士に対する社会的信頼を失墜させるおそれがあることなどを説明したものであって、川村検察官がこのような指摘や説明をしたことは、当時の客観的な証拠関係等に照らせば誤りとはいえない。

さらに、前記(ア)②の発言のうち、原告の弁護人であった宮村弁護士らの名前を挙げて、「弁護士全員を敵に回すと思いますよ、宮村先生だって中野先生だってつらい立場になると思いますよなんであんなやつを弁護するんだってねえ。」(乙4号証・別紙符号11)、「宮村先生とか中野先生にも迷惑かけないでもらいたいですよねえ、自分でやればいいじゃん。」(乙4号証・別紙符号11)、「宮村先生とか中野先生の目から見るとね、あいつの弁護してるっていうのは弁護士自体のね、接見交通に関する世の中の見方を厳しくしちゃうし、それに加担することになっちゃうわけじゃないですか。」といった発言は、その直前において、「そりゃ弁護士怒りますよ、弁護士ってそんなことばっかやってるのかって思われちゃうもん。同類だと思われちゃうもん。おそらく普通の弁護士はそこまでは絶対やってない、なぜなら犯罪だし、そりゃやっちゃいかんって多分教育受けてるから、自覚してるから。」(乙5号証・別紙符号6)と発言していたとおり、原告が弁護士でありながら、弁護士としての地位や能力を悪用したことについて反省を促すために、本件犯人隠避教唆事件が、弁護士全体に対する社会の信頼を損ないかねない問題をはらむことを示して、他の弁護士に迷

惑をかけてはいけない旨説諭したものであって、宮村弁護士らが原告の弁護人の立場にあることについて述べたものではなく（被告準備書面(1)第1の4(3)・4、5ページ参照）、国賠法上違法となるような原告と弁護人らの間の信頼関係を破壊するものではない。

e 10月26日の前記(ア)③の発言は、本件犯人隠避教唆事件の証拠関係を踏まえれば、原告が逮捕前に述べていた弁解を維持して公判に臨むことは客観的に厳しいであろうとの川村検察官の見通しを述べ、その不合理性を指摘しているところ、その内容も当時の客観的な証拠関係等を踏まえれば誤りとはいえない。

f したがって、これらの発言は、いずれも社会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められないし、その発言内容は、原告と弁護人との信頼関係を破壊する結果をもたらす可能性がある内容ともいえない。そして、現に、宮村弁護士らはその後も原告の弁護人として活動し、本件国家賠償請求訴訟においても訴訟代理人を務めている。

イ 勾留延長の裁判に対する準抗告申立等の弁護活動に関する発言

(ア) 原告が摘示する川村検察官の発言について

原告は、川村検察官の発言のうち、

- ① 10月27日の取調べの際、「どこまで本当のことを弁護士さんが（江口氏の妻に）きちっと伝えているのかっていうのは、かなり疑問があるし、昨日の彼女の反応見てるとねえ。どこかで（江口氏が身体拘束を解かれて）出れるみたいに思っていて。全然、全然違うよね。」などと発言したことについて、「弁護人の活動に不信感を植えつけようとした」（原告準備書面(1)第2の2(4)・35ページ)
- ② 10月28日の取調べの際、原告が、準抗告申立書(甲第1号証の)において取調べ時間を踏まえた主張を裁判所にしたことに言及し、「ま

た、着眼点がとろいなと思ったけどもねえ。全然裁判所、むしろそれを、その主張を排斥するために、今後あなたの取調べをする必要があるということをはっきり書いてくれてるわけで。だから全然通用してないですよ、あなた方の主張ってのは。おそらく、あの、黙秘権のところは、宮村先生っていうよりあなただよ。あの稚拙な主張。なんだこれって。ほんつとに、些末な点をね。あの、それじゃ無罪とれないですよ？（中略）今回の、あの、手続の、一連の手続見ててもそうですよ。みんな首かしげてますよ（笑い）、何なんだって。可哀そうですよ、宮村先生とかも。宮村先生の評価も落ちちゃってるんだから。何だこれって、何この準抗告の申立書って。たぶんあなたでしょ？あの、時間でこんなに取調べ受けてます、これがこれからも続きます、もうしゃべらないので、ね、これ以上の取調べを続けるのは黙秘権侵害です、みたいな。何を言ってるんだ、全然理屈になってねえじゃねえかって」などと発言したことについて、「弁護士作成の準抗告申立書の記載内容を繰り返し罵倒した」（原告準備書面（1）第2の2（5）・35ないし37ページ）

- ③ 10月28日の取調べの際、「裁判所はだって、延長の請求、準抗告はもう、全く相手にしてないわけだから。あなたが繰り返した苦肉の策の、もうこの後、黙秘続ける意思が固いから？これ以上の取調べは？黙秘権の侵害だと、自白の強要で黙秘権の侵害だと。（中略）全然効いてないから、裁判官（笑い）。裁判官てか、裁判所だよ、裁判体だよ、3人の裁判官だもん。取えてあれ書いてると思うんですよ、何を言ってるの？って思ったからだと思う。説得力ないんだよ、あなた方の主張は。その程度の能力で、この事件闘えないですよ。」などと発言したことについて、「弁護士作成の準抗告申立書の記載内

容を繰り返し罵倒した」(原告準備書面(1)第2の2(5)・35ないし37ページ)

などと主張する。

(イ) 原告が摘示する川村検察官の発言を、前後の発言内容等を踏まえ、一連のものの一環として全体的に見た場合に、社会通念上相当な範囲を逸脱したとは認められないこと

a 原告が主張するとおり、川村検察官は、前記(ア)①(10月27日)、同②(10月28日、乙4号証・別紙符号16)、同③(10月28日、乙4号証・別紙符号20)などと発言している。

b しかし、川村検察官の10月27日の取調べにおける前記(ア)①の発言については、被告準備書面(1)第1の4(4)(5ページ)で述べたとおり、10月26日の取調べに川村検察官が原告の妻を取り調べたところ、同人の言動から、原告の身柄拘束が2日か10日で解かれるものと思っていることがうかがわれ、同日の原告に対する取調べにおいても、「あの2人(引用者注:弁護士)はあれですかね、ご家族側にはちゃんと正しく今後の見通しとか伝えてるのかなあ。なんか皆さん2日で出られるだの10日で出られるのだの全然とんちんかんなことを想定して動いてるようにどうも見えるんだけど、あなたがそう言ってくれて言ってるの?それはちょっと無理だよ、知ってのとおり。あなた自身がなんか最初の頃2日で出るとか言ってたけども全然ダメだったでしょ。ちょっと完全なる誤解だからちゃんと伝えてくれて言った方がいいと思うんだよね。」(乙4号証・別紙符号14)と発言していたとおり、原告の身柄拘束期間の見通しに関して原告の妻が誤った認識を有していたこと及びその前提として原告が自己の刑事手続に対し過度に楽観的な見通しを持っていたことを指摘するとと

もに、原告の家族が「生活のめど」（乙4号証・別紙符号14）を立てられるように、原告の家族に対して原告の身柄拘束期間について現実的な見通しを伝えてもらうことを助言する趣旨である。

c また、前記(ア)②、③の発言は、被告準備書面(1)第1の4(5)(5、6ページ)で述べたとおり、先に出されていた準抗告申立に対する棄却決定の内容を踏まえ、同申立書においてなされた「黙秘の意思は変わらないから取調べを行う必要性は勾留期間を延長する理由になり得ない」旨の原告側の主張について、弁護人が作成したものではなく、原告のノートに「相手（検察官、警察官）の仕事量を増やす、または、仕事を妨げる」旨記載していた原告本人の認識に基づくものであろうとの川村検察官の推察を前提に、原告本人の認識の誤りを正そうとしたものである。同様のことは、10月26日の取調べの際にも、川村検察官が、原告に対し、「弁護士が被疑者の事件でしかも犯人隠避教唆っていうね、弁護士としてあるまじき事件じゃないですか。そういう事案で特別刑事部が逮捕していて勾留つかないっていうの、ないんですよ、実務的に、ねえ。ほんとに知らないのかなそういうこととか、そういう感覚ってないのかね。捜査の側じゃないのかわかんないのかも知らないねえ。2日なんていうのは絶対あり得ないんですよ。逮捕されたら20日、認めても20日ですよ。そんなの当たり前じゃないですか。」（乙4号証・符号14）と告げていたとおりである。

d したがって、これらの発言は、いずれも社会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められないし、その発言内容は、原告と弁護人らとの間の信頼関係を破壊結果をもたらす可能性がある内容ともいえない。

(3) 小括

以上のとおり、本件取調べにおける川村検察官の言動は、国賠法上違法となるような原告の弁護人依頼権を侵害するものではない。

したがって、弁護人依頼権の侵害をいう弁護人の主張は理由がない。

第4 結語

以上のとおり、原告の主張はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上